

# 官報号外

昭和三十九年六月十一日

## ○第四十六回 衆議院会議録 第三十五号(その一)

昭和三十九年六月十一日(木曜日)

昭和三十九年六月十一日

午後二時開議

午後二時開議

第一 労働災害の防止に関する法律案(内閣提出)

第二 道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

第三 電気事業法案(内閣提出)

第四 環境衛生関係営業の運営に適正化に関する法律の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

第五 クリーニング業法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

第六 公衆浴場法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

第七 あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

第八 公衆浴場法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

第九 環境衛生関係営業の運営に適正化に関する法律の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

第十 公衆浴場法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

第十一 環境衛生関係営業の運営に適正化に関する法律の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

第十二 環境衛生関係営業の運営に適正化に関する法律の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

第十三 環境衛生関係営業の運営に適正化に関する法律の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

○本日の会議に付した案件

総合エネルギー政策に関する決議案(二階堂進君外十七名提出)

日程第一 労働災害の防止に関する法律案(内閣提出)

日程第四 環境衛生関係営業の運営に適正化に関する法律の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

日程第五 クリーニング業法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

日程第六 公衆浴場法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

日程第七 あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

日程第八 公衆浴場法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

日程第九 環境衛生関係営業の運営に適正化に関する法律の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

日程第十 環境衛生関係営業の運営に適正化に関する法律の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

日程第十一 環境衛生関係営業の運営に適正化に関する法律の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

日程第十二 環境衛生関係営業の運営に適正化に関する法律の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

日程第十三 環境衛生関係営業の運営に適正化に関する法律の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

○議長(船田中君) これより会議を開きます。

午後二時十七分開議

賛成者 内田 常雄外三十八名

○議長(船田中君) 総合エネルギー政策に関する決議案(二階堂進君外十七名提出)

(委員会審査省略要求案件)

○小沢辰男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、二階堂進君外十七名提出、総合エネルギー政策に関する決議案は、提出者の要求のとおり委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(船田中君) 小沢辰男君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

○議長(船田中君) 総合エネルギー政策に関する決議案を議題といたします。

○議長(船田中君) 提出者の趣旨弁明を許します。始闘伊平君登壇

〔始闘伊平君登壇〕

○議長(船田中君) 提出者の趣旨弁明を許します。始闘伊平君登壇

総合エネルギー政策に関する決議案(二階堂進君外十七名提出)

開放経済体制に対応して、わが国のエネルギー政策に抜本的検討を加え、エネルギー源の総合的調整をはかる必要にせまられている。

よつて、政府は、すみやかに総合エネルギー調査会を設置するため、所要の措置を講ずべきである。

さらに、新たな事態に直面している石炭鉱業並びに産炭地域の窮状に

かんがみ、特別調査団を派遣し、積極的対策を推進すべきである。右決議する。

## 官報(号外)

御承知のとおり、エネルギー革命は世界的な規模において現在なお進行中であり、ヨーロッパの先進諸国においても、エネルギー政策は経済政策上の中心的な課題となっているのであります。特にわが国においては、高度成長下にあって、エネルギー消費量の増加が著しく、したがって、エネルギー革命の進展が経済、社会に及ぼす影響はきわめて重大なものがあるのであります。このようなエネルギーの増大に対処し、長期的な視野に立ってエネルギーの合理的需給見通しを確立するとともに、今後の開放経済体制に応じて産業の国際競争力を強化する上からも、石炭、石油、電力等各種エネルギー源の低廉にしてしかも安定的な供給を確保するため、総合エネルギー政策を確立することが焦眉の急務となつてゐるのであります。

従来、わが国のエネルギー政策は、各エネルギー産業の個別的な対策を中心として行なわれ、エネルギー相互間の政策は、主として石炭対策を中心として諸般の施策が講ぜられてきたに思ひます。しかるに、今後エネルギー需要はますます増大し、昨年末提出された産業構造調査会総合エネルギー部会の報告書も指摘しておりますように、四十二年度には右成算で約三億トン、四十七年度には同じく約四億三千五百トンに達し、三十七年度約

一億九千万トンのそれぞれ一・六倍になります。これに要する外貨は、四十二年度には六二%、四十七年度には実に七二%で三十一億ドルでありまして、予想せられます輸入総額の実に三分の一に達するのであります。いやしくも、一国の産業活動の基礎であるエネルギーがその大半を輸入に依存するという事態は、エネルギーの安全保障の見地から、また、国際収支の面からも、きわめて重大な問題であるのであります。しこうして、わが国のエネルギー消費構造を見ますと、電力がその半ばを占め、石炭はもとより、石油も電力需要に負うところが大きく、わが国エネルギー産業において電力事業の占める比重はきわめて高く、今後ますますこれが増大することは必至であり、総合電力対策、特に発電用燃料の問題が最も重要な課題となるのであります。したがつて、後に述べるように、石炭の重要性を再認識するとともに、国産資源に準ずる安定供給源として、原子力発電をさらに積極的に推進すべきであります。また、国際収支の観点からも、わが国企業による海外原油の開発に一そら力を注ぐべきであります。さるに、石油業界については、石油業法の制定にもかかわらず、依然として混亂状態が続いており、その秩序の回復をはかることが必要であります。さらに、高度の公益性を有する電力事業のあり方についてもなほ議論の分かれるところであります。本日、多年の懸案

であつた電気事業法案が本院において議決を見るのであります。これを契機として、政府は総合エネルギー政策を確立するため、すみやかに法律に基づく権威ある総合エネルギー調査会を設置するよう所要の措置を講ずべきであります。

次に、石炭についてであります。かつて、昭和三十六年の十月、本院は、当時エネルギー革命に伴い社会問題にまで発展した石炭鉱業について、石炭産業危機打開に関する決議を行ない、政府も、これに基づき諸般の対策を講ずるとともに、石炭鉱業調査団を派遣し、その答申によつて石炭対策大纲を決定したことは、すでに御承知のとおりであります。

現在、石炭鉱業は、昭和四十二年度を目標年次として、自立、安定達成のため努力を継けておりますが、想定を上回る労働者の離山等、最近における情勢の変化は著しいものがあり、いまや石炭鉱業は、新たな事態に直面し、産炭地域はますます窮状におちいつてゐるであります。かような新情勢に對処し、目標年次における石炭鉱業の自立と安定の達成、特に五千五百万トンの需給の確保について強力な措置を講ずるとともに、総合エネルギー政策における石炭鉱業の長期ビジョンを確立することが必要であります。

かような見地から、この際、政府は、特別調査団を派遣して、最近における石炭鉱業の実情並びに産炭地域の振興、鉱害、地方財政等、産炭地域の実情をつぶさに調査し、その実態を把握の上、一そら積極的な対策を強力に推進すべきであります。

以上が本決議案提出の趣旨であります。議員各位の満場一致の御賛同を切望して、趣旨弁明を終ります。(拍手)

○議長(船田中君) 討論の通告があります。これを許します。中村重光君。

〔中村重光君登壇〕

○中村重光君 私は、自由民主党、日本社会党、民主社会党的三党を代表して、ただいま上程されました総合エネルギー政策に関する決議案に対し、賛成の討論を行なわんとするものであります。(拍手)

わが国の経済発展にとって絶対不可欠の要件となるものは、エネルギー源が豊富にしかも低廉に安定して供給されると、いうことでは、私が強調するまであります。

エネルギー政策の確立が常に各方面から要望され、政治的、経済的課題としてその解決が強く迫られている要因も実際にあることは、私が強調するまであります。

わが国の経済発展にとって絶対不可欠の要件となるものは、エネルギー源の不均衡を生じてることなどに見られますが、このことが石炭産業の構造的危機、石油産業の国際資本への依存、さらには電力産業の企業格差の拡大と料金の不均衡を生じていることなどに見られますように、混迷を来たしているのであります。統計的に見ましても、エネルギー需要の伸び率は国民所得の伸び率とほぼ同じ高さを示してゐるのですが、このように増大するエネルギーに対しても、混迷状態のまま放置することは絶対に許されません。いまこそ長期将来を展望した総合的、計画的エネルギー政策を確立し、もつて本格的な開放体制に対応するわが国経済発展の原動力たらしめるところこそ、政治の責務であると思ふのであります。(拍手)さきにも触れたように、総合エネルギー政策の目標は、低廉、豊富、安定の三原則に置かれなければなりません。そして、この三原則を実現させるために第一に必須となることは、欧米諸国のようにエネルギー産業の公共性を強化することであり、第二に、国産エネルギーの優位性を確立することであり、第三に、価格の統一性をはかることがあります。

ここに、その設立が決議されようといたしておりますエネルギー調査会がかかる大局的立場に立つて国家百

年の方針を展望した総合エネルギー政策に關する議案

今日、石炭には合理化法、石油には石油業法によって具体的な施策が講ぜられ、電力については電気事業法が今日において制定を見ようとしたとしているのですが、残念ながら、これら三つの法律の間に何らの関連性もなく、それぞれが持つ産業の技術的な施策を規定しているにすぎません。このことが石炭産業の構造的危機、石油産業の国際資本への依存、さらには電力産業の企業格差の拡大と料金の不均衡を生じていることなどに見られますように、混迷を来たしているのであります。統計的に見ましても、エネルギー需要の伸び率は国民所得の伸び率とほぼ同じ高さを示してゐるのですが、このように増大するエネルギーに対しても、混迷状態のまま放置することは絶対に許されません。いまこそ長期将来を展望した総合的、計画的エネルギー政策を確立し、もつて本格的な開放体制に対応するわが国経済発展の原動力たらしめるところこそ、政治の責務であると思ふのであります。(拍手)さきにも触れたように、総合エネルギー政策の目標は、低廉、豊富、安定の三原則に置かれなければならないと思ふのであります。

この三原則を実現させるために第一に必须となることは、欧米諸国のようにエネルギー産業の公共性を強化することであり、第二に、国産エネルギーの優位性を確立することであり、第三に、価格の統一性をはかることがあります。

ここに、その設立が決議されようといたしておりますエネルギー調査会がかかる大局的立場に立つて国家百

策を樹立せられるよう強く要望いたしておるものであります。

次いで、私は、新たな事態に直面しておる石炭鉱業並びに産炭地域の窮状について言及いたしたいであります。政府の石炭政策大綱に基づいて、石炭産業のスクラップ・アンド・ビルド政策による抜本的な石炭鉱業の安定策がとられてからすでに一年有余半を経過いたしました。ところが、この新たな合理化計画が石炭産業に与えた影響は、抜本的な安定どころか、鋭角的な危機の深化をもたらしているのであります。石炭産業に対する政府の合理化政策は、現実には、その計画を越えて進行いたしました。一度せきを切った合理化は、炭鉱の荒廃と産炭地域の疲弊に拍車をかけ、スクラップ炭鉱はもとよりのこと、ビルド炭鉱においても、将来の雇用と生活の安定を保障する何ものも提起し得ない状態に追いつんでいるのであります。

最近、山を去る労働者の数が政府と石炭企業の計画すら上回り、頗みとする労働者の新たな確保すら容易でない現実は、いわゆる新聞が伝えているような合理化の行き過ぎといふことはでは済まされない現状にあるのであります。しかも、昨年秋のあの三池大災害が象徴いたしておりますように、こうした合理化政策の促進は、保安の輕視をもたらし、労働者に山への魅力を失わせている現実に私たちには目をおおつてはならないと思うのであります。石炭産業は、ただ頭数だけそろえればよろしいといふ産業ではないのであります。そこには、坑内労働という特殊な生産に携わる労働力を必要とするとともに、その背景において、わが

国におけるエネルギー構造の中で石炭産業の地位が安定的、計画的に位置づけられていなければならぬのであります。さらに、石炭産業の構造的危機の深化につれて、産炭地の経済と関係市町村の財政は悪化の一途をたどつておるであります。石炭調査団の報告に基づいて政府が約束した企業誘致は、ほんんど見るべきものではなく、累積する鉱害処理も進捗せず、滞留する炭鉱難職者の雇用の未解決、青少年の不良化の激増等、あわせて見るとき、産炭地の表情はあまりにも暗く、まさにみじめであるといわなければなりません。石炭産業の崩壊を防止して、真に安定した石炭産業を確立するとともに、こうした産炭地域の窮状を開拓することは、一刻の猶予も許さないのであります。(拍手)

かかる意味において、本院がエネルギー調査会の設置とともに、石炭産業に対して特別調査團を派遣し、積極的な対策を推進するよう求めたことは、きわめて時宜を得たものであります。私は、その成果を心から期待いたします。私は、本決議案に対する賛成の討論を終わるものであります。(拍手)局いたしました。

採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多數。よって、本案は可決いたしました。

この際、通商産業大臣から発言を求められております。これを許します。

〔國務大臣福田一君登壇〕

○國務大臣(福田一君) 政府といたしましては、総合エネルギー政策の確立と石炭問題の解決のため、從来から特段の努力を続けてまいりましたが、たゞ本院において議決されました決議の御趣旨を尊重いたしまして、今後一そうの努力を払い、善処してまいります。所存でございます。(拍手)

日程第一 労働災害の防止に関する法律案(内閣提出)

日程第四 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

日程第五 クリーニング業法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

日程第六 公衆浴場法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

日程第七 あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

○小沢辰男君 議事日程順序変更の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、日程第一とともに、日程第四ないし第七は委員会の審査を省略して繰り上げ、五案を一括議題となし、委員長の報告及び趣旨弁明を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(船田中君) 小沢辰男君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、動議のことく決しました。

〔田口長治郎君登壇〕

○田口長治郎君 「報告書は本号(その二)に掲載」

〔田口長治郎君登壇〕

○田口長治郎君 「報告書は本号(その二)に掲載」

日程第一、労働災害の防止に関する法律案、日程第四、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案、日程第七、あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案、右五案を一括して議題といたします。

○國務大臣(福田一君) 政府といたしましては、総合エネルギー政策の確立と石炭問題の解決のため、從来から特段の努力を続けてまいりましたが、たゞ本院において議決されました決議の御趣旨を尊重いたしまして、今後一そうの努力を払い、善処してまいります。所存でございます。(拍手)

日程第一、労働災害の防止に関する法律案(内閣提出)

日程第四 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

日程第五 クリーニング業法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

日程第六 公衆浴場法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

日程第七 あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

○議長(船田中君) 委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。社会労働委員長

田口長治郎君。

〔「報告書は本号(その二)に掲載」〕

〔田口長治郎君登壇〕

○田口長治郎君 「ただいま議題となりました諸法案について申し上げます。まず、労働災害の防止に関する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申します。よって、動議のことく決しました。

本法案のおもなる内容は、

第一に、最近におけるわが国経済の高度成長に伴う労働災害の多発にかんがみ、政府は労働災害の防止計画を樹立し、特に民間の事業主等の自主的な協力を得て防止対策を推進することとしております。この計画は、五年ごとに作成される基本計画及び毎年作成される実施計画よりなり、労働災害の減少目標、重点業種、これらに対する主要な労働災害防止対策等を定めることとしております。

第二に、労働災害防止団体について規定しております。全産業的なものとして、全国に一団体として中央労働災害防止協会があります。その業務は、事業主及び事業主の団体等が行なう労働災害の防止活動を促進することになります。

次に、業種別の労働災害防止協会につきまして申し上げますと、労働災害の発生率が高く、かつ特殊な業態にあるものにつき設立することができます。この協会は、特に当該指定業種に関する労働災害防止規程を設定いたしまして、その業種の実態に即して具体的に労働災害の防止のための措置を講ずることとしているのであります。

第三に、請負関係にある事業につきまして、建設業等の数個の請負関係にある事業について、最も上位にある元方事業主は統括的な安全衛生管理の措置を講じなければならないこととしたのであります。

そのほか、都道府県労働基準局長は、急迫した危険があるときは、使用者に対し作業を一時停止せしめる等の緊急措置を命ずることができることと

本案は、去る一月二十日当委員会に付託となり、六月九日、質疑を終了いたしましたところ、題名を「労働災害防止団体等に関する法律」に改めること等について、自由民主党、日本社会党、民主社会党的三党共同の修正案が提出せられ、八木昇君より趣旨の説明を聴取した後、討論を行ない、採決の結果、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

次に、四法案について趣旨の説明を申し上げます。本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

正化に関する法律の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

まず、環境衛生関係業者の運営の適正化規程の内容をアクトサイダーにも順守さるため、アクトサイダーと組合協約を締結することができるることとしたこととあります。

第一に、環境衛生同業組合は、適正化規程の内容をアクトサイダーにも順守さるため、アクトサイダーと組合協約を締結することとしたこととあります。

第二に、厚生大臣の認可を受けなければならぬことといたしましたとともに、また、組合が組合員と取引関係のある事業者と組合協約を締結することができるることとしたこととあります。

第三に、環境衛生同業組合連合会を正化する法律案について申し上げます。

そのおもなる内容は、

次に、クリーニング業法の一法を改正する法律案について申し上げます。

第一に、いわゆるリネンサプライ業及び取り次ぎ店とを本法の適用対象としたこととあります。

第二に、クリーニング所の措置基準

といたしまして、新たに伝染性の疾病

の病原体による汚染のおそれがある洗

かづ、必要がある場合には厚生大臣が

しまずとともに、組合がアクトサイ

ダー及び取引業者との間に組合協約の締結をいたします場合は、大規模業者に交渉の応諾義務を課すこととし、

あつせんを行なうことといったこととあります。

第二に、大企業が環境衛生関係業者

について大規模な事業の開始または事

業の拡張を行なうとすることが、組

合の事業の健全な経営の維持または適

正な衛生措置の確保にはなはだしく支

障が生ずると思われます場合におきま

しては、同業組合は、組合員の事業の

合理化のために必要最小限の範囲内に

おいて期間を定め、その大企業の事業

の開始または拡張を停止させるための

特殊契約を締結することができるこ

といたしたことであります。

次に、公衆浴場法の一部を改正する

法律案について申し上げます。

そのおもなる内容は、

まず第一に、さきに申し述べました

の締結について交渉の応諾義務を課す

こととし、かつ、必要があります場

合は、厚生大臣があつせんまたは調停

を行なうこととしたことであります。

第三に、中小企業近代化資金助成法

を改正し、環境衛生同業組合連合会を

正する法律案について申し上げます。

そのおもなる内容は、

次に、クリーニング業法の一法を改

正する法律案について申し上げます。

そのおもなる内容は、

次に、クリーニング所の措置基準

といたしまして、新たに伝染性の疾病

の病原体による汚染のおそれがある洗

かづ、必要がある場合には厚生大臣が

しまずとともに、組合がアクトサイ

ダー及び取引業者との間に組合協約の

締結をいたします場合は、大規模業者

に交渉の応諾義務を課すこととし、

あつせんを行なうこととしたこととあります。

第二に、大企業が環境衛生関係業者

について大規模な事業の開始または事

業の拡張を行なうとすることが、組

合の事業の健全な経営の維持または適

正な衛生措置の確保にはなはだしく支

することができないこととしたこととあります。

なお、この場合、既存のクリーニン

グ所につきましては、経過規定で確認

を受けたものとみなすこととにいたした

次第であります。

次に、公衆浴場法の一部を改正する

法律案について申し上げます。

そのおもなる内容は、

まず第一に、さきに申し述べました

の締結について交渉の応諾義務を課す

こととし、かつ、必要があります場

合は、厚生大臣があつせんまたは調停

を行なうこととしたことであります。

第三に、中小企業近代化資金助成法

を改正し、環境衛生同業組合連合会を

正する法律案について申し上げます。

そのおもなる内容は、

次に、クリーニング業法の一法を改

正する法律案について申し上げます。

そのおもなる内容は、

次に、クリーニング所の措置基準

といたしまして、新たに伝染性の疾病

の病原体による汚染のおそれがある洗

かづ、必要がある場合には厚生大臣が

しまずとともに、組合がアクトサイ

ダー及び取引業者との間に組合協約の

締結をいたします場合は、大規模業者

に交渉の応諾義務を課すこととし、

あつせんを行なうこととしたこととあります。

第二に、大企業が環境衛生関係業者

について大規模な事業の開始または事

業の拡張を行なうとこれが、組

合の事業の健全な経営の維持または適

正な衛生措置の確保にはなはだしく支

を業とすることができることとなつて

ております。しかしに、これらの届け出

た業者に対する経過措置が本年末を

もつて終了することとなつております

ので、その生活問題等を十分考慮する

とともに、最近の情勢にかんがみ、所

要の改正を行なわんとするものであります。

そこで、厚生大臣は、あん摩、マツ

サージ、指圧についての業務内容及び

免許資格等の事項に關し、すみやかに

あん摩、マツサージ、指圧、はり、き

ゅう、柔道整復等中央審議会に諮問

し、その結果を參照して必要な措置

を講じなければならないこととしたこ

とであります。

第六に、盲人のあん摩業は近時晴眼

者のため圧迫される傾向が著しいの

で、当分の間、文部大臣または厚生大

臣は、学校または養成施設の生徒のう

ちに晴眼者の占める割合その他の事情

を勘査して、盲人のあん摩マツサージ

指圧師の生計の維持が著しく困難とな

ることからして、これらの者のうち、この法律の施

行の日から六ヶ月以内に届け出た者に

限り、昭和二十三年当時届け出た者と

同様に当該業務を行なうことができる

こととすることとしておるのであります。

第三に、本法が公布された際、引き

続き三カ月以上医業類似行為を業とし

ていた者らには、本法施行當時、

真にやむを得ない理由により業務継続

したことと認められる者もありますの

で、これらの者のうち、この法律の施

行の日から六ヶ月以内に届け出た者に

限り、昭和二十三年当時届け出た者と

同様に当該業務を行なうことができる

こととすることとしておるのであります。

第四に、あん摩、マツサージ、指

壓業務を行なうことと好まない傾向が

おり地方審議会にはかることとし、ま

た、特例試験を実施して、あん摩マツ

サージ指圧師への転換の道をも講ずる

よろにしたことです。

第五に、厚生大臣は、あん摩、マツ

サージ、指圧についての業務内容及び

免許資格等の事項に關し、すみやかに

あん摩、マツサージ、指圧、はり、き

ゅう、柔道整復等中央審議会に諮問

し、その結果を參照して必要な措置

を講じなければならないこととしたこ

とであります。

〔参照〕

労働災害の防止に関する法律案

に対する修正案(委員会審査)

労働災害の防止に関する法律案の一部を次のよう修正する。

題名を次のように改める。

昭和三十九年十二月三十日までこれ

後でなければ、クリーニング所を使用

労働災害防止団体等に関する法律

第一条中「労働災害を防止する」を「労働災害の防止に寄与する」に改める。

第三十八条に次の二項を加える。

4 労働大臣は、第一項の認可に関する処分又は前項の規定による変更の命令若しくは認可の取消しをしようとするときは、中央労働基準審議会の意見を聞かなければならぬ。

附則第三条、附則第七条から附則第十条まで、附則第十二条及び附則第十三条中「労働災害の防止に関する法律」を「労働災害防止団体等に関する法律」に改める。

○議長(船田中君) これより採決に入ります。日程第一につき採決いたしま

す。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決する。本案に賛成の諸君の起立を求めて、本案は委員長報告のとおり決しました。○議長(船田中君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。次に、日程第四ないし第七の四案を一括して採決いたします。四案に賛成の諸君の起立を求めます。〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多數。よつて、四案とも可決いたしました。

○議長(船田中君) 起立多數。よつて、四案とも可決いたしました。

日程第二 道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(船田中君) 日程第二、道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律案を議題といたします。

〔本号(その二)に掲載〕

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。運輸委員長川野芳満君。

〔報告書は本号(その二)に掲載〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 電気事業法案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第三、電気事業法案を議題といたします。

〔本号(その二)に掲載〕

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。商工委員長二階堂進君。

〔報告書は本号(その二)に掲載〕

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。自動車損害賠償保険法による強制保険には加入させることとしたので

ござります。第三に、日本の自動車及び原動機付自転車を締約国において使用しようとする者は、陸運局長あるいは都道府県知事より登録証書の交付を受けられるようにならしたのであります。

本案は、三月二十一日提案理由の説明を聴取し、四月十五日本付託となり、六月五日及び九日質疑を行ない、同日、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(船田中君) 本案は、このように重要な、しかも特殊性のある電気事業を規制する恒久的な基本法として提出されたもので、その目的とするところは、電気の使用者の利益を保護するとともに、電気事業の健全な発達をはかり、あわせて公共の安全を確保することとあります。

現行法制は、約十年前に制定された電気に関する臨時措置法によって旧公

益事業令を適用せしめるというきわめて変則的な法形式をとつておらず、内容

的にも今日の電気事業の実態に適合しない点もありますので、現在の暫定的

料金規制、保安規制等の從来の法的規制に対しまして、一、企業経営の能率化と行政の合理化、簡素化の見地から

委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

電気事業は、国民生活及び産業活動に不可欠な基礎エネルギーを供給する基幹産業であり、常に豊富、低廉、良質な電力を供給することによつて、国民経済の発展をエネルギー面からさせます。

が課せられているのであります。一方、電気事業は、生産する電力が生産即ちものと決した次第でございます。

用に応する設備を必要とするため、きわめて巨額の投資を要する設備産業であり、したがつて、重複設備によるむだを排除する意味において、地域独占の産業といえるのであります。

本案は、このように重要な、しかも特殊性のある電気事業を規制する恒久的な基本法として提出されたもので、その目的とするところは、電気の使用者の利益を保護するとともに、電気事業の健全な発達をはかり、あわせて公共の安全を確保することとあります。

本案は、このように重要な、しかも特殊性のある電気事業を規制する恒久的な基本法として提出されたもので、その目的とするところは、電気の使用者の利益を保護するとともに、電気事業の健全な発達をはかり、あわせて公共の安全を確保することとあります。

田博君外六名より、本案に対し、電気事業の公益性並びに保安体制の確立の見地より、本案附則によつて設置されることになつてゐる電気事業審議会並びに電気主任技術者資格審査会を本文中に明記し、その機構等を明確にすべきである旨の修正案が提出され、修正案並びに修正部分を除く原案を一括して討論に付しましたところ、自由民主

党浦野幸男君より両案に賛成、日本社会党加賀田進君より修正案に賛成、修正部分を除く原案に反対、民主党佐々木良作君より両案に賛成の意見があつたところ、多数をもつて修正議決すべきものと決した次第でござります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)



○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案、恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案、恩給法の一部を改正する法律案、恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

【本号(その二)に掲載】

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めて、内閣委員長徳安實藏君。

【報告書は会議録追録に掲載】

なほ、本法案に対し、山内委員外二名より、自民、社会、民社三党共同提案にかかる寒冷地区域区分に適正を欠くものがあるので、政府はすみやかに是正措置を講すべきである旨の附帯決議案が提出され、これまた全会一致をもって議決いたしました。

次に、恩給法の一部を改正する法律案等の一部を改正する法律案は、恩給の適正をはからうとするものであります。内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

なほ、本法案に対し、内閣委員外二名より、自民、社会、民社三党共同提案にかかる寒冷地区域区分に適正を欠くものがあるので、政府はすみやかに是正措置を講すべきである旨の附帯決議案が提出され、これまた全会一致をもって議決いたしました。

なほ、本法案に対し、内閣委員外二名より、自民、社会、民社三党共同提案にかかる寒冷地区域区分に適正を欠くものがあるので、政府はすみやかに是正措置を講すべきである旨の附帯決議案が提出され、これまた全会一致をもって議決いたしました。

なほ、本法案に対し、内閣委員外二名より、自民、社会、民社三党共同提案にかかる寒冷地区域区分に適正を欠くものがあるので、政府はすみやかに是正措置を講すべきである旨の附帯決議案が提出され、これまた全会一致をもって議決いたしました。

なほ、本法案に対し、内閣委員外二名より、自民、社会、民社三党共同提案にかかる寒冷地区域区分に適正を欠くものがあるので、政府はすみやかに是正措置を講すべきである旨の附帯決議案が提出され、これまた全会一致をもって議決いたしました。

なほ、本法案に対し、内閣委員外二名より、自民、社会、民社三党共同提案にかかる寒冷地区域区分に適正を欠くものがあるので、政府はすみやかに是正措置を講すべきである旨の附帯決議案が提出され、これまた全会一致をもって議決いたしました。

なほ、本法案に対し、内閣委員外二名より、自民、社会、民社三党共同提案にかかる寒冷地区域区分に適正を欠くものがあるので、政府はすみやかに是正措置を講るべきである旨の附帯決議案が提出され、これまた全会一致をもって議決いたしました。

なほ、本法案に対し、内閣委員外二名より、自民、社会、民社三党共同提案にかかる寒冷地区域区分に適正を欠くものがあるので、政府はすみやかに是正措置を講るべきである旨の附帯決議案が提出され、これまた全会一致をもって議決いたしました。

なほ、本法案に対し、内閣委員外二名より、自民、社会、民社三党共同提案にかかる寒冷地区域区分に適正を欠くものがあるので、政府はすみやかに是正措置を講るべきである旨の附帯決議案が提出され、これまた全会一致をもって議決いたしました。





午前六時」を「午後八時から翌日午前八時」に改め、同条を削る。

第二百一条の十二の改正に関する部分中「午前八時から午後八時まで」を「午前九時から午後五時まで」に、及び同項を「及び同項第五号」に、「第一項」を「第一項第六号」に改め。

第二百三十一条の三の次に一条を加える改正に関する部分の次に次のようにより加える。

第二百三十五条の三の次に一条を加える改正に関する部分の次に次のようにより加える。

第二百三十六条を次のように改め。

(詐偽登録、虚偽宣言罪等)

第二百三十六条 詐偽の方法をもつて選挙人名簿に登録をさせた者は、六月以下の禁錮、又は七千五百円以下の罰金に処する。

2 第五十一条第一項(選挙人の確認のための宣言)の場合において虚偽の宣言をした者は、二千五百円以下の罰金に処する。

3 第二十一条(船員の基本選挙人名簿の調製)の規定に違反して船員名簿の提出を怠つた者も、前項と同様とする。

第二百四十三条第一号の二及び第八号の二の改正に関する部分を次のように改める。

第二百四十三条第一号の二中「第一百四十条の二」の下に「第一項」を加える。

第二百五十二条の三の改正に関する部分中「を加える」を「を加え、同

条第一項第一号中「第三項」の下に「又は第八項を加え、同項第二号中「若しくは第五項」を、「第五項若しくは第九項」に「違反してボスター」を「違反してボスター又は立札若しくは看板の類」に改める」に改める。

第二百六十三条の改正に関する部分中「第十号の一及び」を削る。

第二百六十四条の改正に関する部分を削る。

附則第四条中第三条、第九条の二及び第十条の二の改正に関する部分を次のように改める。

第三条第八号の二及び第十条の二を削る。

#### ○朗読を省略した議長の報告

##### (報告書受領)

一、去る九日、内閣を経由して日本銀

行政委員会議長山際正道君から、日本銀行法第十三条ノ三第十号の規定による報告書を受領した。

##### (政府委員解任)

一、去る九日、議長において、次の常

任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

一、去る九日、議長において、次の常

任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

一、去る九日、議長において、次の常

任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

一、去る九日、議長において、次の常

任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

一、去る九日、議長において、次の常

任委員の辞任を許可した。

一、去る九日、議長において、次の常

小平 忠君	川俣 清音君
玉置 一徳君	
佐々木秀世君	田中 正巳君
南 好雄君	米内山義一郎君
小山 省二君	竹内 黎一君
橋本龍太郎君	泊谷 裕夫君

田議長宛、十日議長において承認した岩下龍一を同日第四十六回国会政
府委員に任命した旨の通知を受領した。

商工委員	
佐々木秀世君	田中 正巳君
南 好雄君	米内山義一郎君
小山 省二君	竹内 黎一君
橋本龍太郎君	泊谷 裕夫君

出席国務大臣	
厚生大臣 小林 武治君	
通商産業大臣 福田 一君	
運輸大臣 綾部健太郎君	
労働大臣 大橋 武夫君	
自治大臣 赤澤 正道君	

○議長(船田中君) 本日は、これにて散会いたします。
----------------------------

午後三時九分散会

農林省議会  
局長代理 岩下 龍一

八田 貞義君	野口 忠夫君
--------	--------

八田 貞義君	重盛 寿治君
農林水産委員	松井 誠君

○議長(船田中君) 本日は、これにて散会いたします。

午前六時

公職選挙法の一部を改正する法律案

朗読を省略した議長の報告

大蔵委員 赤松 勇君	小松 幹君	災害対策特別委員 ト部 政巳君	山口丈太郎君
文教委員 細谷 治嘉君	川崎 寛治君	大村 邦夫君	原 茂君
社会労働委員 川崎 秀二君	農林水産委員 龜岡 高夫君	藤本 孝雄君	川崎 寛治君
農林水産委員 玉置 一徳君	中村 時雄君	川俣 清音君	藤本 孝雄君
商工委員 橋本龍太郎君	佐々木秀世君	野口 忠夫君	川俣 清音君
運輸委員 米内山義一郎君	竹内 黎一君	小山 省二君	大村 邦夫君
建設委員 中村 時雄君	田中 正巳君	泊谷 裕夫君	原 茂君
予算委員 藤本 孝雄君	南 好雄君	ト部 政巳君	山口丈太郎君
決算委員 川崎 秀二君	佐々木秀世君	米内山義一郎君	大村 邦夫君
運輸委員 野口 忠夫君	森本 雄君	泊谷 裕夫君	原 茂君
決算委員 栗原 俊夫君	五島 虎雄君	宇野 宗佑君	山口丈太郎君
決算委員 島上善五郎君	栗原 俊夫君	(議案提出) 公職選挙法改正に 関する調査特別委員	大村 邦夫君
(特別委員辞任) 島上善五郎君	栗原 俊夫君	一、去る九日、議長において、次の特別 委員の辞任を許可した。	原 茂君
一、去る九日、議長において、次の特別 委員の辞任を許可した。		(議案提出) 総合エネルギー政策に関する決議案 (二院堂進君外十七名提出)	大村 邦夫君
		一、去る九日、議長から提出した議案 は次の通りである。	原 茂君
		一、昨十日、委員長から提出した議案 は次の通りである。	大村 邦夫君
		一、昨十日、議長において、次の通り 常任委員の補欠を指名した。	原 茂君
		一、去る九日、議長において、次の通り 常任委員の補欠を指名した。	大村 邦夫君

案(社会労働委員長提出) (議案送付)	一、去る九日、参議院に送付した内閣 提出案は次の通りである。
公職選挙法改正に 関する調査特別委員	一、去る九日、参議院送付の次の内閣 提出案を参議院に回付した。
砂田 重民君	地方公務員共済組合法等の一部を改 正する法律案
(特別委員補欠選任)	国家公務員共済組合法等の一部を改 正する法律案
災害対策特別委員 (議案回付)	正する法律案
大村 邦夫君	一、去る九日、参議院送付の次の内閣 提出案を参議院に回付した。
原 茂君	地方公務員共済組合法等の一部を改 正する法律案
山口丈太郎君	正する法律案

昭和三十九年六月十一日 衆議院会議録第三十五号(その一)



二 教育及び技術的援助のための施設を設置し、及び運営すること。

三 技術的な事項について指導及び援助を行なうこと。

四 機械及び器具について試験及び検査を行なうこと。

五 労働者の技能に関する講習を行なうこと。

六 情報及び資料を収集し、及び提供すること。

七 調査及び広報を行なうこと。

八 その他必要な業務を行なうこと。

2 前項第三号の業務は、指定業種に属する事業以外の事業の事業主及びその事業主の団体に対して行なうものとする。

3 中央協会は、第一項の業務を行なうにあつては、基本計画及び実施計画に即応するよう努めなければならない。

(安全管理士及び衛生管理士)

第十二条 中央協会は、前条第一項の業務のうち労働災害の防止に関する技術的な事項に係るものを行なわせるため、安全管理士及び衛生管理士を置かなければならぬ。

2 前項の安全管理士及び衛生管理士は、労働省令で定める資格を有する者の中から選任しなければならない。

(会員の資格)

第十三条 中央協会の会員の資格を有するものは、次に掲げる法人その他の団体とする。

二 全国的な事業主の団体で労働

災害の防止のための活動を行なうもの

三 前二号に掲げるもののほか、行なう團体で定款で定めるもの

(加入) 協会は、すべて中央協会の会員となる。

2 中央協会は、前条第一号及び第三号の法人その他の団体が中央協会に加入しようとするときは、正当な理由がないのにその加入を拒み、又はその別入について不當な条件をつけてはならない。

3 又はその別入について不當な条件をつけてはならない。

4 民法第六十五条及び第六十六条(表決権)の規定は、創立総会の議決に準用する。

5 民法第六十五条及び第六十六条(設立の認可)

第十九条 発起人は、創立総会終了後遅滞なく、定款及び労働省令で定める事項を記載した書面を労働大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

6 (設立の時期等)

第二十条 中央協会は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

7 (設立) 中央協会は、定款で定めることにより、会員から会費を徴収することができる。

8 (設立総会)

第十六条 中央協会は、全国を通じて一個設立することができるものとする。

9 (創立総会)

第十七条 中央協会を設立するには、その会員にならうとする五以上の法人その他の団体が発起人となることを要する。

10 (創立総会)

第十八条 発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともにその会議開催日の一ヶ月前までに公告して、創立総会を開かなければならぬ。

11 (創立総会)

2 定款の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならぬ。

3 創立総会の議事は、会員の資格を有する法人その他の団体でその会日までに発起人に對して会員と

なる旨を申し出たものの二分の一以上が出席して、その出席者の議決の三分の二以上で決する。

4 (表決権)の規定は、創立総会の議決に準用する。

5 (設立の認可)

第十九条 発起人は、創立総会終了後遅滞なく、定款及び労働省令で定める事項を記載した書面を労働大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

6 (設立の時期等)

第二十条 中央協会は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

7 (設立) 中央協会は、定款で定めることにより、会員から会費を徴収することができる。

8 (設立総会)

第十六条 中央協会は、全国を通じて一個設立することができるものとする。

9 (創立総会)

第十七条 中央協会に、参与を置く。

10 (創立総会)

第十八条 中央協会の業務の運営に関する重要な事項に参与する。

11 (創立総会)

第十九条 中央協会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

12 (創立総会)

第二十条 中央協会の定款には、次の事項を記載しなければならぬ。

13 (創立総会)

2 定款の変更は、労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 (役員)

第二十二条 中央協会に、役員として、会長一人、理事五人以上及び監事二人以上を置く。

2 定款の変更は、労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 (会長)

第二十三条 中央協会に、会長を置く。

4 (会長)

第二十四条 中央協会に、会長、理事又は監事は、労働災害の防止に関する知識とする。

5 (会長)

第二十五条 中央協会と会長との利益が相反する事項については、会長は、代表権を有しない。この場合には、定款で定めるところにより、監事が中央協会を代表する。

6 (会長)

第二十六条 会長は、通常総会の開催日の一週間前までに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置いておかなければならない。

7 (会長)

第二十七条 中央協会に、参与を置く。

8 (会長)

第二十八条 会長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

9 (会長)

第二十九条 会長は、必要があると認めるところにより、臨時総会を招集することができる。

10 (会長)

2 会長は、必要があると認めるところにより、臨時総会を招集することができる。

3 (会長)

第二十六条 会長は、通常総会の開催日の一週間前までに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置いておかなければならない。

2 (決算関係書類の提出等)

第二十七条 会長は、通常総会の開催日の一週間前までに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置いておかなければならない。

3 (会長)

第二十八条 会長は、必要があると認めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

4 (会長)

第二十九条 会長は、必要があると認めるところにより、臨時総会を招集することができる。

5 (会長)

第二十六条 会長は、通常総会の開催日の一週間前までに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置いておかなければならない。

6 (会長)

第二十七条 会長は、必要があると認めるところにより、臨時総会を招集することができる。

7 (会長)

第二十八条 会長は、必要があると認めるところにより、臨時総会を招集することができる。

8 (会長)

第二十九条 会長は、必要があると認めるところにより、臨時総会を招集することができる。

9 (会長)

2 会長は、必要があると認めるところにより、臨時総会を招集することができる。

3 (会長)

第二十六条 会長は、通常総会の開催日の一週間前までに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置いておかなければならない。

4 (会長)

2 (会長)

第二十七条 会長は、通常総会の開催日の一週間前までに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置いておかなければならない。

3 (会長)

第二十八条 会長は、必要があると認めるところにより、臨時総会を招集することができる。

4 (会長)

第二十九条 会長は、必要があると認めるところにより、臨時総会を招集することができる。

5 (会長)

第二十六条 会長は、通常総会の開催日の一週間前までに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置いておかなければならない。

6 (会長)

第二十七条 会長は、必要があると認めるところにより、臨時総会を招集することができる。

7 (会長)

第二十八条 会長は、必要があると認めるところにより、臨時総会を招集することができる。

8 (会長)

第二十九条 会長は、必要があると認めるところにより、臨時総会を招集することができる。

9 (会長)

2 会長は、必要があると認めるところにより、臨時総会を招集することができる。

3 (会長)

第二十六条 会長は、通常総会の開催日の一週間前までに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置いておかなければならない。

4 (会長)

(総会の議事)

第三十条 総会の議事は、総会員の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の過半数で決する。

ただし、前条第一号、第三号及び第四号の事項に係る議事は、総会員の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上の多數で決する。

(総会に関する民法の準用)

第三十一条 民法第六十一条第二項(臨時総会招集請求権)、第六十二条(総会招集の手続)、第六十四条(総会の決議事項)、第六十五条及び第六十六条(表決権)の規定は、中央協会の総会に準用する。

(解散及び清算に関する民法等の準用)

第三十五条 民法第七十条(法人の破産)、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条(解散に係る部分を除く)及び第八十三条(清算)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項、第三十六条规定は、

(解散)

第三十二条 中央協会は、次の理由によつて解散する。

一 総会の議決

二 破産

三 設立の認可の取消し

四 中央協会は、前項第一号の規定により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

(清算人)

第三十三条 清算人は、前条第一項第一号の規定による解散の場合には、総会において選任し、同条同項第三号の規定による解散の場合には労働大臣が選任する。

第三十四条 清算人は、財産処分の方法を定め、総会の議決を経て労働大臣の認可を受けなければならぬ。

二 総会が前項の議決をしないときは、又はすることができないときは、清算人は、労働大臣の認可を受け

て、財産処分の方法を定めなければならない。

3 残余財産は、労働災害の防止のための活動を行なう團体に帰属させなければならない。

4 (解散及び清算に関する民法等の準用)

第五条 残余財産は、労働災害の防止のための活動を行なう團体に帰属させなければならない。

6 (解散及び清算に関する民法等の準用)

第三十五条 民法第七十条(法人の

破産)、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条(解散に

係る部分を除く)及び第八十三条(清算)並びに非訟事件手続法(明

治三十一年法律第十四号)第三十五

五条第二項、第三十六条规定は、

七条ノ一、第一百三十五条ノ一十五

二項及び第三項、第一百三十六

八条(法人の清算の監督)の規定

は、中央協会の解散及び清算に準用する。

第三節 労働災害防止協会

(業務)

第三十六条 協会は、次の業務を行なうものとする。

二 労働災害防止規程を設定すること。

二 会員に対しても、労働災害の防止に関する技術的な事項について指導及び援助を行なうこと。

二 協会は、前項の業務のほか、当該指定業種に係る労働災害の防止に関し、次の業務を行なうこと。

二 機械及び器具について試験及び検査を行なうこと。

二 労働者の技能に関する講習を行なうこと。

三 情報及び資料を収集し、及び提供すること。

四 調査及び広報を行なうこと。

五 前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。

6 (会員)

3 協会は、前二項の業務のほか、労働大臣の要請があつたときは、

4 当該指定業種に属する事業の事業主及びその事業主の団体で会員でないものに対する第一項第二号の業務を行なうことができる。

5 前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。

6 第十一条第三項及び第十二条の規定は、協会に準用する。この場合において、第十一条第三項中「第一項」とあり、第十二条第一項中「前条第一項」とあるのは、「第三十六条第一項から第三項まで」と読み替えるものとする。

7 (労働災害防止規程)

第三十七条 労働災害防止規程には、次の事項を定めるものとする。

8 (労働災害防止規程の廃止の届出)

第三十九条 協会は、労働災害防止規程を廃止したときは、遅滞なく、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

9 (労働災害防止規程の廃止の届出)

第三十九条 協会は、労働災害防止規程を廃止したときは、遅滞なく、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

10 (労働災害防止規程の廃止の届出)

第四十条 協会は、労働災害防止規程を設定しようとするときは、労働省令で定めるところにより、関係労働者を代表する者及び労働災害の防止に関し学識経験がある者の意見を聞かなければならない。

11 (労働災害防止規程の廃止の届出)

第四十一条 協会は、労働災害防止規程を設定しようとするときは、労働省令で定めるところにより、関係労働者を代表する者及び労働災害の防止に関し学識経験がある者の意見を聞かなければならない。

12 (労働災害防止規程の廃止の届出)

第四十二条 協会は、労働災害防止規程を設定しようとするときは、労働省令で定めるところにより、関係労働者を代表する者及び労働災害の防止に関し学識経験がある者の意見を聞かなければならない。

13 (労働災害防止規程の認可)

第三十八条 労働災害防止規程は、労働大臣の認可を受けなければそ

14 (労働災害防止規程の認可)

二 会員である事業主の事業に係る就業規則は、労働災害防止規程に反するものであつてはならない。

2 労働大臣は、前項の認可の申請に係る労働災害防止規程が次の各号のいずれにも適合すると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

3 前二項の規定は、労働災害防止規程が会員の事業について適用される労働協約と抵触するときは、その限度においては、適用しない。

4 調査及び広報を行なうこと。

5 前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。

6 (会員)

3 協会は、前二項の業務のほか、労働大臣の要請があつたときは、

4 当該指定業種に属する事業の事業主及びその事業主の団体で会員でないものに対する第一項第二号の業務を行なうことができる。

5 前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。

6 第十四条第二項及び第十五条の規定は、協会に準用する。

7 (設立)

第三十九条 協会は、指定業種ごとに設立することができるものとす

2 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属する事業に常時使用される労働者の総数に労働省令で定める率を乗じて得た数をこ

3 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使用される労働者の総数に労働省令で定める率を乗じて得た数をこ

4 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属する事業に常時使用される労働者の総数が、当該指定業種に属するすべての事業に常時使用される労働者の総数をこ

5 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使用される労働者の総数が、当該指定業種に属するすべての事業に常時使用される労働者の総数をこ

6 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使用される労働者の総数が、当該指定業種に属するすべての事業に常時使用される労働者の総数をこ

7 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使用される労働者の総数が、当該指定業種に属するすべての事業に常時使用される労働者の総数をこ

8 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使用される労働者の総数が、当該指定業種に属するすべての事業に常時使用される労働者の総数をこ

9 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使用される労働者の総数が、当該指定業種に属するすべての事業に常時使用される労働者の総数をこ

10 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使用される労働者の総数が、当該指定業種に属するすべての事業に常時使用される労働者の総数をこ

11 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使用される労働者の総数が、当該指定業種に属するすべての事業に常時使用される労働者の総数をこ

12 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使用される労働者の総数が、当該指定業種に属するすべての事業に常時使用される労働者の総数をこ

13 (会員)

3 前二項の規定は、労働災害防止規程が会員の事業について適用されれる労働協約と抵触するときは、その限度においては、適用しない。

4 調査及び広報を行なうこと。

5 前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。

6 (会員)

3 協会は、前二項の業務のほか、労働大臣の要請があつたときは、

4 当該指定業種に属する事業の事業主及びその事業主の団体で会員でないものに対する第一項第二号の業務を行なうことができる。

5 前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。

6 第四十五条 第十八条から第二十条までの規定は、協会の設立に準用する。

7 (設立)

第三十九条 協会は、指定業種ごとに設立することができるものとす

2 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属する事業に常時使

3 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使

4 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使

5 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使

6 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使

7 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使

8 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使

9 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使

10 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使

11 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使

12 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使

13 (会員)

3 協会は、前二項の業務のほか、労働大臣の要請があつたときは、

4 当該指定業種に属する事業の事業主及びその事業主の団体で会員でないものに対する第一項第二号の業務を行なうことができる。

5 前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。

6 第四十五条 第十八条から第二十条までの規定は、協会の設立に準用する。

7 (設立)

第三十九条 協会は、指定業種ごとに設立することができるものとす

2 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属する事業に常時使

3 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使

4 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使

5 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使

6 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使

7 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使

8 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使

9 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使

10 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使

11 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使

12 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使

13 (会員)

3 協会は、前二項の業務のほか、労働大臣の要請があつたときは、

4 当該指定業種に属する事業の事業主及びその事業主の団体で会員でないものに対する第一項第二号の業務を行なうことができる。

5 前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。

6 第四十五条 第十八条から第二十条までの規定は、協会の設立に準用する。

7 (設立)

第三十九条 協会は、指定業種ごとに設立することができるものとす

2 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属する事業に常時使

3 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使

4 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使

5 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使

6 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使

7 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使

8 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使

9 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使

10 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使

11 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使

12 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使

13 (会員)

3 協会は、前二項の業務のほか、労働大臣の要請があつたときは、

4 当該指定業種に属する事業の事業主及びその事業主の団体で会員でないものに対する第一項第二号の業務を行なうことができる。

5 前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。

6 第四十五条 第十八条から第二十条までの規定は、協会の設立に準用する。

7 (設立)

第三十九条 協会は、指定業種ごとに設立することができるものとす

2 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属する事業に常時使

3 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使

4 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使

5 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使

6 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使

7 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使

8 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使

9 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使

10 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使

11 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使

12 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使

13 (会員)

3 協会は、前二項の業務のほか、労働大臣の要請があつたときは、

4 当該指定業種に属する事業の事業主及びその事業主の団体で会員でないものに対する第一項第二号の業務を行なうことができる。

5 前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。

6 第四十五条 第十八条から第二十条までの規定は、協会の設立に準用する。

7 (設立)

第三十九条 協会は、指定業種ごとに設立することができるものとす

2 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属する事業に常時使

3 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使

4 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使

5 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使

6 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使

7 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使

8 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使

9 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使

10 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使

11 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使

12 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使

13 (会員)

3 協会は、前二項の業務のほか、労働大臣の要請があつたときは、

4 当該指定業種に属する事業の事業主及びその事業主の団体で会員でないものに対する第一項第二号の業務を行なうことができる。

5 前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。

6 第四十五条 第十八条から第二十条までの規定は、協会の設立に準用する。

7 (設立)

第三十九条 協会は、指定業種ごとに設立することができるものとす

2 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属する事業に常時使

3 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使

4 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使

5 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使

6 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使

7 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使

8 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使

9 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使

10 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使

11 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使

12 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属するすべての事業に常時使

13 (会員)

3 協会は、前二項の業務のほか、労働大臣の要請があつたときは、

4 当該指定業種に属する事業の事業主及びその事業主の団体で会員でないものに対する第一項第二号の業務を行なうことができる。

5 前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。

6 第四十五条 第十八条から第二十条までの規定は、協会の設立に準用する。

7 (設立)

第三十九条 協会は、指定業種ごとに

昭和三十九年六月十一日 衆議院会議録第三十五号(その二)

### 三 労働災害防止規程の設定、変

更又は廃止

- 四 主たる事務所の所在地

五 会員の資格に関する事項

六 会員の加入及び脱退に関する事項

七 会員の権利及び義務に関する事項

八 会費に関する事項

九 役員に関する事項

十 参与に関する事項

十一 総会及び総代会に関する事項

十二 会計に関する事項

十三 事業年度

十四 公告の方法

2 第二十二条第二項の規定は、協会の定款の変更に準用する。

(役員等)

3 第二十二条第二項から第四項まで及び第二十三条から第二十六条まで並びに第二十七条规定は、協会に、参与を置く。

2 協会に、参与を置く。

3 第四項までの規定は、協会の役員及び参与に準用する。

(総会)

第四十八条 会長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

3 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

1 定款の変更

2 事業計画及び収支予算の決定又は変更

(解散及び清算に関する民法等の  
する法律案

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

労働災害防止団体の役員若しく  
は職員又はこれらの職にあつた者  
でその職務に関して前項の秘密を  
知り得たものも、同項と同様とす  
る。

## 第四章 労働災害の防止に関する特例規制

## 第一節 元方事業主等の義

## (元方事業主の義務)

第三十一条 建築物の建築その他工作物の建設、改造、保存、

修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業をいう。)その他労働者

令で定める事業の事業主で一の場所にて行なう当該事業の仕事

の一部を請負人に請け負わせてい

負人（当該仕事が数次の請負契約

該請負人の請負契約の後次のすべ

での請負契約の当事者である請負人を含む。この労働者が当該場所に

おいて作業を行なう場合には、労

## 該労働者の作業が同一の場所にお

る労働災害を防止するため、統轄

## 管理者の選任、並議論の議置 作業間の連絡及び調整、作業場所

の巡視その他必要な措置を講じな  
せばならぬ。

前項の規定は、当該事業の仕事

が数次の講演勢組にて行なわれることにより同項の措置を講ず

べき事業主が二以上あることとな  
る場合二つ、二つ、四事業主の行動

者に關し乙事業主が同項の措置を



昭和三十九年六月十一日 衆議院会議録第三十五号(その二) 労働災害の防止に関する法律案

産業大臣」と、「中央労働基準審議会」とあるのは「中央鉱山保安協議会」とする。  
 3 鉱業法第四条に規定する鉱業に係る協会に關しては、第三章(労働災害防止規程に係る部分及び第五十二条を除く。)中「労働大臣」とあるのは「労働大臣及び通商産業大臣」と、「労働省令」とあるのは「通商産業省令、労働省令」と、第五十二条中「労働大臣」とあるのは「労働大臣又は通商産業大臣」とする。

第六十九条 第三章の規定は、國、地方公共團体及び公企企業体等労働關係法(昭和二十三年法律第二百五十七条)第二条第一項第一号に規定する公企企業体が行なう事業について、適用しない。  
 2 第三章(労働災害防止規程に係る部分に限る。)及び第四章の規定は、鉱山保安法第二条第二項及び第四項の規定による鉱山における保安(衛生に關する通氣及び災害時の救護を含む。)に關しては、適用しない。  
 3 この法律は、船員法(昭和二十二年法律第二百号)の適用を受ける船員に關しては、適用しない。

第六章 罰則  
 第七十三条 次の各号のいづれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。  
 一 第五十六条の規定に違反した者  
 二 第五十八条第一項の規定に違反した者  
 三 第五十九条 第三章の規定は、國、地方公共團体及び公企企業体等労働關係法(昭和二十三年法律第二百五十七条)第二条第一項第一号に規定する公企企業体が行なう事業について、適用しない。  
 四 第六十一条第二項又は第六十一条第二項の規定による命令に違反した者  
 五 第六十二条第一項の規定により報告を命ぜられて、報告せず、又は虚偽の報告をした者  
 六 第三十五条又は第五十条において準用する民法の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。  
 七 第五十五条に規定する書類を同条に規定する期間内に提出しなかつたとき。  
 八 定款、事業報告書、貸借対照表、收支計算書又は財産目録に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

第七十四条 第九条第三項の規定に違反したもの(法人その他の団体であるときは、その代表者)は、五千円以下の過料に処する。  
 (施行期日)  
 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四章第一節の規定は、公布の日から起算して九十日をこえない範圍内において政令で定める日から施行する。  
 (縦過措置)  
 第二条 第九条第三項の規定は、この法律の施行後一年間は、この法律の施行の際現に名称中に労働災害防止協会という文字を用いているものについては、適用しない。  
 (登録税法の一部改正)  
 第三条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のよう改正する。  
 第十九条第七号中「商工会連合会の下に、中央労働災害防止協会、労働災害防止協会を、「商工会の組織等に關する法律」の下に「労働災害の防止に関する法律」を加える。

(所得税法の一部改正)  
 第四条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のよう改正する。  
 第三条第一項第八号中「商工会連合会」の下に「中央労働災害防止協会及び労働災害防止協会」を加える。  
 (法人税法の一部改正)  
 第五条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のよう改正する。  
 第五条第一項第一号中「商工会連合会」の下に「中央労働災害防止協会及び労働災害防止協会」を加える。  
 (附則)  
 第八条 國家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。  
 附則第十六条中「及びじん肺法(昭和三十五年法律第三十号)」を「じん肺法(昭和三十五年法律第三十号)及び労働災害の防止に関する法律(昭和三十九年法律第八十五号)」に改める。  
 (国家公務員法の一部改正)  
 第九条 私的獨占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭和三十九年法律三百三十九号)に改める。  
 (附則)  
 第十条 私的獨占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭和三十九年法律第三十号)及び労働災害の防止に関する法律(昭和三十九年法律第三十号)を「じん肺法(昭和三十五年法律第三十号)」に改めることとする。  
 第十一条 第二条第二号に次のように加え  
 る。  
 第二条第二号に次のように加え  
 る。

第三章中第二十三条の次に次の  
 一条を加える。  
 第二十三条の二 政府は、前条第一項の保険施設のほか、この保険の適用を受ける事業に係る業務以外の業務を行なつたと  
 て登記することを怠つたとき。  
 第十一条第一項の政令に違反し  
 て登記することを怠つたとき。  
 第十四条第二項(第四十二条  
 四項又は第五十九条第一項から  
 第三項までの規定に違反した者  
 を拒み、妨げ、若しくは忌避し  
 た者  
 二 第五十七条第一項若しくは第  
 四項又は第五十九条第一項から  
 第三項までの規定に違反した者  
 を拒み、妨げ、若しくは忌避し  
 た者  
 三 第六十一条第二項又は第六十一  
 条第二項の規定による命令に違  
 反した者  
 四 第六十二条第一項の規定によ  
 り報告を命ぜられて、報告せず、又は  
 虚偽の報告をした者  
 五 第三十五条又は第五十条にお  
 いて準用する場合を含む。の認可  
 を受けないで財産処分をしたと  
 き。  
 四 第三十四条(第五十条にお  
 いて準用する場合を含む。)の認可  
 を受けないで財産処分をしたと  
 き。  
 二 第十条第一項の政令に違反し  
 て登記することを怠つたとき。  
 第十四条第二項(第四十二条  
 四項又は第五十九条第一項から  
 第三項までの規定に違反した者  
 を拒み、妨げ、若しくは忌避し  
 た者  
 三 第六十一条第二項又は第六十一  
 条第二項の規定による命令に違  
 反した者  
 四 第六十二条第一項の規定によ  
 り報告を命ぜられて、報告せず、又は  
 虚偽の報告をした者  
 五 第三十五条又は第五十条にお  
 いて準用する民法の規定による  
 公告をせず、又は不正の公告を  
 したとき。  
 六 第三十五条又は第五十条にお  
 いて準用する民法の規定による  
 破産宣告の請求をしなかつたと  
 き。  
 七 第五十五条に規定する書類を  
 同条に規定する期間内に提出し  
 なかつたとき。  
 八 定款、事業報告書、貸借対照  
 表、收支計算書又は財産目録に  
 記載すべき事項を記載せず、又  
 は不実の記載をしたとき。

第三章中第二十三条の次に次の  
 一条を加える。  
 第二十三条の二 政府は、前条第一項の保険施設のほか、この保険の適用を受ける事業に係る業務以外の業務を行なつたと  
 て登記することを怠つたとき。  
 第十一条第一項の政令に違反し  
 て登記することを怠つたとき。  
 第十四条第二項(第四十二条  
 四項又は第五十九条第一項から  
 第三項までの規定に違反した者  
 を拒み、妨げ、若しくは忌避し  
 た者  
 三 第六十一条第二項又は第六十一  
 条第二項の規定による命令に違  
 反した者  
 四 第六十二条第一項の規定によ  
 り報告を命ぜられて、報告せず、又は  
 虚偽の報告をした者  
 五 第三十五条又は第五十条にお  
 いて準用する民法の規定による  
 公告をせず、又は不正の公告を  
 したとき。  
 六 第三十五条又は第五十条にお  
 いて準用する民法の規定による  
 破産宣告の請求をしなかつたと  
 き。  
 七 第五十五条に規定する書類を  
 同条に規定する期間内に提出し  
 なかつたとき。  
 八 定款、事業報告書、貸借対照  
 表、收支計算書又は財産目録に  
 記載すべき事項を記載せず、又  
 は不実の記載をしたとき。

第三章中第二十三条の次に次の  
 一条を加える。  
 第二十三条の二 政府は、前条第一項の保険施設のほか、この保険の適用を受ける事業に係る業務以外の業務を行なつたと  
 て登記することを怠つたとき。  
 第十一条第一項の政令に違反し  
 て登記することを怠つたとき。  
 第十四条第二項(第四十二条  
 四項又は第五十九条第一項から  
 第三項までの規定に違反した者  
 を拒み、妨げ、若しくは忌避し  
 た者  
 三 第六十一条第二項又は第六十一  
 条第二項の規定による命令に違  
 反した者  
 四 第六十二条第一項の規定によ  
 り報告を命ぜられて、報告せず、又は  
 虚偽の報告をした者  
 五 第三十五条又は第五十条にお  
 いて準用する民法の規定による  
 公告をせず、又は不正の公告を  
 したとき。  
 六 第三十五条又は第五十条にお  
 いて準用する民法の規定による  
 破産宣告の請求をしなかつたと  
 き。  
 七 第五十五条に規定する書類を  
 同条に規定する期間内に提出し  
 なかつたとき。  
 八 定款、事業報告書、貸借対照  
 表、收支計算書又は財産目録に  
 記載すべき事項を記載せず、又  
 は不実の記載をしたとき。









六 第十二条の三の規定による業務停止中の者又は同条の規定による禁止処分を受けた者であつて、その業務をしたもの

「あん摩、マツサージ若しくは指圧」に改め、同条第二号中「第五条、乃至第七条」を「第五条、第六条、第七条（第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）」に改め、同号中「第八条第一項」の下に「〔第十二条の二第二項において準用する場合を含む。〕」を加え、同条第四号中「第十条第一項」の下に「〔第十二条の二第二項において準用する場合を含む。〕」を加え、同条第五号中「第十一条第一項」及び「同条第一項」の下に「〔第十二条の二第二項において準用する場合を含む。〕」を加え、同二第二項において準用する場合を含む。〕」を加え、同条に次の一号を加える。

「あん摩マッサージ指圧師試験免許」を「あん摩マッサージ指圧師試験」に、「あん摩師免許」を「あん摩マッサージ指圧師試験免許」に改め、同条第二項中「あん摩師試験」を「あん摩マッサージ指圧師試験」に改める。

ツサージ指圧師の生計の維持が著しく困難とならないようになります。ため必要があると認めるときは、あん摩マッサージ指圧師に係る学校又は養成施設で視覚障害者以外の者を教育し、又は養成するものについての第二条第三項の認定又はその生徒の定員の増加についての同条第三項の承認をしないことができる。

文部大臣又は厚生大臣は、前項の規定により認定又は承認をしない処分をしもうとするときは、あらかじめ、中央審議会の意見をきかなければならぬ。

（施行期日）  
この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。  
(あん摩、マッサージ及び指圧についての諸問題等)  
厚生大臣は、あん摩、マッサージ及び指圧の業務内容、業務を行なうことのできる者の免許資格等の事項に關し、すみやかに、あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等中央審議会に諮

る改正後の人権マツサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する法律（以下「新法」という。）に、「昭和三十九年十二月三十日までは「を「当分の間」に改める。

附則第三項中「第十九条第二項及び第三項、第二十条並びに第二十一条」を新法第十二条の二第二項、第十二条の三、第十三条第一項及び第三項並びに第十四条に改める。

する法律(昭和三十年法律第百六十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第十九条第一項の規定による届出をしたを「あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百六十一号)以下「一部改正法律」という。)による改正前のあん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法(以下「旧法」という。)第十九条第一項の規定による届出をしていたに、「あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法」を「旧法」に、「この法律による改正後の」を「一部改正法律」によ

附則

は、公布の日から起算  
をこえない範囲内におき  
定める日から施行する。  
マツサージ及び指圧に  
は、あん摩、マツサ  
の業務内容、業務を行  
できる者の免許資格等  
を規定する。あん摩  
マツサージ、指圧はり、き  
整復等中央審議会に諮  
問等)

項中「第十九条第二項  
、第二十条並びに第二  
新法第十二条の二第二  
条の三、第十三条第二  
項並びに第十四条」に

一部を次のように改正する  
昭和三十年法律第百六  
項中「第十九条第一項  
の届出をした」を「あん  
師、きゅう師及び柔道  
の一部を改正する法律  
九年法律第 号。以  
上法律」という。による  
ん師、はり師、きゅう  
整復師法（以下「旧法  
十九条第一項の規定に  
していだに、「あん師  
きゅう師及び柔道整復  
法」に、「この法律によ  
る」を「一部改正法律によ

6 (旧法によるあん摩師試験に関する経過規定)

7 この法律の施行前に旧法第二条第一項のあん摩師試験に合格した者は、新法第二条第一項のあん摩マッサージ指圧師試験に合格した者とみなす。

(旧法等による処分に関する経過規定)

8 旧法第十九条第二項又は第三百九十九条第一項の法律による改正前のあん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律附則

厚生大臣は、前項の読書審議の結果を参考して必要な措置を講じなければならない。  
(旧法によるあん摩師免許に関する経過規定)

問し、その審議の結果を參しやうべからぬ。して必要な措置を講しなければならない。(医業類似行為についての調査等) 3  
あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、きゅうら、柔道整復等中央審議会は、この法律による改正後のもん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に關する法律(以下「新法」といふ)第十三条第一項及び第二項に規定する事項のほか、新法第一条に掲げるもの以外の医業類似行為に關する事項に關し、厚生大臣の諮問に応じ、又は自ら調査審議することができる。

項及び第一項の法律  
師、はり復師法の  
第二項の  
その届出  
十九条规定  
していいた  
（厚生省令  
厚生省令  
律第五百五  
うに改正  
第五条第

以上、あり業、以外の医た者であります。による届つたと都が、この月以内に都道府県その者は

第三項に  
とされる  
つてした  
の相当規  
後の人  
及び柔道  
る法律附  
によるこ  
によつて  
(罰則)に關  
この法  
に対する罰  
お従前の  
(旧法)の規  
者に対す  
旧法の規

第三十九号の二中「  
第三十九条の二第一項並  
による改正後のあ  
師、きゅう師及び柔  
一部を改正する法律  
規定の適用について  
をした日以後は、旧  
一項の規定による届  
者とみなす。  
設置法の一部改正)  
設置法(昭和二十四  
十一号)の一部を次  
する。

、新法第十二条の二  
法律の施行の日から  
厚生省令で定める事  
道府県知事が認めたとき  
きゆう業及び柔道整  
業類似行為を業として  
つて、やむを得ない  
法第十九条第一項の  
出をすることができる  
道府県知事が認めたとき

おいてその例による場合を含む)の規定は、それそれ处分は、それそれ規定(この法律による整復師法の一部を改めるととされる場合を含む)した処分とみなす。  
規定する経過規定)  
法律の施行前にした行則の適用については、  
例による。  
規定による届出の遅延による経過規定)  
公布の際引き続き三





3 通商産業大臣は、電気事業者がから申請があつた場合において、正當な理由があると認めるときは、第一項の規定により指定した期間を延長することができる。

4 電気事業者は、その事業(第二項の規定により供給区域又は供給の相手方若しくは供給地点を区分して第一項の規定による指定があつたときは、その区分に係る事業)を開始したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(事業の譲渡し及び譲受け並びに法人の合併)

第十一条 電気事業の全部の譲渡し及び譲受けは、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 電気事業者たる法人の合併は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第五条の規定は、前二項の認可に準用する。

(承継)

第十二条 電気事業の全部の譲渡しがあり、又は電気事業者について相続若しくは合併があつたときは、電気事業の全部を譲り受けた者は、電気事業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、電気事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により電気事業者の地位を承継した相続人は、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 第五条の規定は、第一項の許可に準用する。

4 前条の規定は、第一項の場合(供給区域又は供給の相手方若しくは供給地点の減少の場合を除く。)に準用する。

2 通商産業大臣は、一般電気事業者が一般電気事業以外の事業を営むことにより一般電気事業の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認めるときでなければ、前項の許可をしてはならない。

2 通商産業大臣は、一般電気事業者が第七条第一項の規定により指定した期間(同条第三項の規定による延長があつたときは、延長後の期間。以下同じ。)内に第六条第二項第二号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(設備の譲渡し等)

第十三条 電気事業者は、電気事業の用に供する設備を譲り渡し、又は所有権以外の権利の目的としよ

うとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、通商産業省令で定める設備については、この限りでない。

2 通商産業大臣は、電気事業者がその設備を譲り渡し、又は所有権以外の権利の目的とすることにより電気事業の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認めるときでなければ、前項の許可をしてはならない。

2 通商産業大臣は、第二項の規定による許可の取消しをしたときは、理由を記載した文書をその電気事業者に送付しなければならない。

3 通商産業大臣は、第二項の規定による許可の取消しをしたときは、理由を記載した文書をその電気事業者に送付しなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定による許可の取消しをしたときは、理由を記載した文書をその電気事業者に送付しなければならない。

2 通商産業大臣は、第六条第二項第三号又は第四号の事項の変更の許可を受けた電気事業者が第八条第四項において準用する第七条第一項の規定により指定した期間内にその増加する供給区域において、若しくはその増加する供給の相手方に對し、若しくはその増加する供給地点において事業を開始せず、又はその期間内に第六条第二項第四号の事項を変更しないときは、その許可を取り消すことができる。

2 通商産業大臣は、一般電気事業者がその供給区域の一部において供給を行なつて、その供給区域以外の地域における一般的の需要に応じ電気を供給してはならない。

2 一般電気事業者は、その供給区域に於ける一般的の需要に応じ電気を供給してはならない。

3 通商産業大臣は、電気事業の停止若しくは廃止又は法人の解散に大臣の許可を受けなければならぬ効力を生じない。

2 通商産業大臣は、電気事業の停止若しくは廃止又は法人の解散に大臣の許可を受けなければ、その停止若しくは廃止又は法人の解散に大臣の許可を受けなければならぬ効力を生じない。

3 通商産業大臣は、電気事業の停止若しくは廃止又は法人の解散に大臣の許可を受けなければ、その停止若しくは廃止又は法人の解散に大臣の許可を受けなければならぬ効力を生じない。

3 前条第三項の規定は、前二項の場合に準用する。

(一般電気事業者以外の者の供給)

第十七条 一般電気事業者以外の者であつて、一般電気事業者の供給区域における需要に応じ電気を供

給する事業を営むものは、電気事業者にその電気事業の用に供するための電気を供給する場合を除き、供給の相手方及び供給地点ごとに、通商産業大臣の許可を受ければならない。

2 通商産業大臣は、前項に規定する場合を除くほか、電気事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとときは、第三条第一項の許可を取り消すことができる。

2 通商産業大臣は、前項の者がその相手方にその供給地点において電気を供給することが一般電気事業者の供給区域内の電気の使用者の利益を阻害し、又は阻害するおそれがあると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

2 通商産業大臣は、前項の者がその相手方にその供給地点において電気を供給することが一般電気事業者の供給区域内の電気の使用者の利益を阻害し、又は阻害するおそれがあると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

## 第二節 業務

### 第一款 供給

(供給義務)

第十八条 一般電気事業者は、正当な理由がなければ、その供給区域内における一般の需要に応じ電気を供給してはならない。

2 一般電気事業者は、その供給区域以外の地域における一般的の需要に応じ電気を供給してはならない。

3 一般電気事業者は、一般電気事業者に於ける一般的の需要に応じ電気を供給してはならない。

3 一般電気事業者は、一般電気事業者に於ける一般的の需要に応じ電気を供給してはならない。

4 通商産業大臣は、一般電気事業者がその供給区域の一部において供給を行なつて、その供給区域において、公共の利益を阻害するおそれがあると認めるときは、その一部について供給区域を減少することができる。

2 通商産業大臣は、一般電気事業者が第七条第一項の規定により指定した期間(同条第三項の規定による延長があつたときは、延長後の期間。以下同じ。)内に第六条第二項第四号の電気工作物を設置せざるに準用する。

3 前条第三項の規定は、前二項の場合に準用する。

(供給規程)

第十九条 一般電気事業者は、電気の料金その他供給条件について供給規程を定め、通商産業大臣の

認可を受けなければならない。これが変更しようとするときは、同様とする。

2 通商産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。

二 料金が供給の種類により定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三 一般電気事業者及び電気の使

用者の責任に関する事項並びに

電気計器その他の用品及び配線

工事その他の工事に関する費用

の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対する不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(供給規程の公表義務)

第二十条 一般電気事業者は、前条

第一項の規定により供給規程の認

可を受け、又は第二十三条第二項

の規定による供給規程の変更があ

つたときは、その供給規程をその

実施の日の十日前から、営業所

及び事務所において、公衆の見や

すい箇所に掲示しておかなければ

ならない。

(供給条件についての義務)

第二十一条 一般電気事業者は、第

十九条第一項の認可を受けた供給

規程(第二十三条第二項の規定によ

る変更があったときは、変更後の

供給規程以外の供給条件により電

気を供給してはならない。ただし、

二 その供給が他の一般電気事業

者の供給区域における需要に応

じ行なわれるものであるとき

は、当該他の一般電気事業者が

その供給を行なうことが容易か

つ適切でないこと。

(振替供給)

第二十五条 電気事業者は、他の者

から電気の供給を受け、同時に、

その供給を受ける地点以外の地点

において、その者に、その供給を

受けた電気の量に相当する量の電

気を供給すべきことを定める契約

をしようとするときは、通商産業

大臣の許可を受けなければならな

い。

(特定期供給)

第二十四条 一般電気事業者は、そ

の供給区域以外の地域における需

要に応じ電気を供給しようとする

ときは、供給の相手方及び供給地

の認可に準用する。この場合にお

いて、同項の認可を受けて電気を

供給しようとする者が一般電気事

業者であるときは、同条第二項第

一号中「適正な原価に適正な利潤

を加えたもの」とあるのは、「適正

な原価を下らず、かつ、供給の相

手方たる一般電気事業者の電気の

料金を適正にするもの」と読み替

えるものとする。

(供給規程等に関する命令及び処

分)

第二十三条 通商産業大臣は、電気

の料金その他の供給条件が社会的

の需要により著しく不

適当となり、公共の利益の増進に

支障があると認めるときは、電気

事業者に対し、相当の期限を定

め、第十九条第一項の認可を受け

た供給規程又は第二十一条ただし

書若しくは前条第一項の認可を受

けた料金その他の供給条件(次項

の規定による変更があつたとき

は、この限りでない)。

第二十二条 電気事業者は、通商産

業大臣の認可を受けた料金その他の

供給条件(次条第二項の規定によ

る変更があつたときは、変更後

の料金その他の供給条件)による

料金その他の供給条件)による

4 通商産業大臣は、電気工作物の施設計画による電気の供給計画が広域的運営による電気事業の総合的かつ合理的な発達を図るため適切でないと認めるときは、指定電気事業者に対し、その施設計画又は供給計画を変更すべきことを勧告することができる。

### 第三款 監督

(電圧又は周波数の維持命令)

第三十条 通商産業大臣は、一般電気事業者の供給する電気の電圧又は周波数の値が第二十六条第一項の通商産業省令で定める値に維持されていないため、電気の使用者の利益を阻害していると認めるときは、一般電気事業者に対し、その利益を阻害していると命ずることができる。

(業務の改善命令)

第三十一条 通商産業大臣は、前条に規定する場合のほか、事故により電気の供給に支障を生じている場合に一般電気事業者がその支障を除去するために必要な修理その他措置をすみやかに行なわないとき、一般電気事業者が第六十七条第一項の規定による調査若しくは通知せしめ、又はその調査若しくは通知の方法が適当でないとき、その他は同条第二項の規定による通知をせず、又はその調査若しくは通知の方法が適当でないとき、その他電気の供給の業務が適切でないため、電気の使用者の利益を阻害していると認めるときは、一般電気事業者に対し、その供給の

業務の方法を改善すべきことを命ずることができる。

(母給命令等)

第三十二条 通商産業大臣は、第二十九条第四項の規定による勧告をした場合において特に必要がある、かつ、適切であると認めるときは、指定期間内に、当事者は、通商

その他非常の場合において公共の利益を確保するため特に必要があり、かつ、適切であると認めるときは、指定期間内に、当事者は、通商

第三十三条 前条第二項の協議をすることができず、又は協議がどとのわないので、当事者は、通商

第三十四条 前条第二項の協議をすることができないときは、当事者は、通商

第三十五条 前条第二項の協議をすることができないときは、当事者は、通商

第三十六条 前条第二項の協議をすることができないときは、当事者は、通商

第三十七条 前条第二項の協議をすることができないときは、当事者は、通商

第三十八条 前条第二項の協議をすることができないときは、当事者は、通商

第三十九条 前条第二項の協議をすることができないときは、当事者は、通商

第四十条 前条第二項の協議をすることができないときは、当事者は、通商

第四十一条 前条第二項の協議をすることができないときは、当事者は、通商

第四十二条 前条第二項の協議をすることができないときは、当事者は、通商

第四十三条 前条第二項の協議をすることができないときは、当事者は、通商

第四十四条 前条第二項の協議をすることができないときは、当事者は、通商

第四十五条 前条第二項の協議をすることができないときは、当事者は、通商

第四十六条 前条第二項の協議をすることができないときは、当事者は、通商

第四十七条 前条第二項の協議をすることができないときは、当事者は、通商

第四十八条 前条第二項の協議をすることができないときは、当事者は、通商

第四十九条 前条第二項の協議をすることができないときは、当事者は、通商

第五十条 前条第二項の協議をすることができないときは、当事者は、通商

第五十一条 前条第二項の協議をすることができないときは、当事者は、通商

第五十二条 前条第二項の協議をすることができないときは、当事者は、通商

第五十三条 前条第二項の協議をすることができないときは、当事者は、通商

第五十四条 前条第二項の協議をすることができないときは、当事者は、通商

第五十五条 前条第二項の協議をすることができないときは、当事者は、通商

第五十六条 前条第二項の協議をすることができないときは、当事者は、通商

第五十七条 前条第二項の協議をすることができないときは、当事者は、通商

第五十八条 前条第二項の協議をすることができないときは、当事者は、通商

第五十九条 前条第二項の協議をすることができないときは、当事者は、通商

第六十条 前条第二項の協議をすることができないときは、当事者は、通商

第六十一条 前条第二項の協議をすることができないときは、当事者は、通商

第六十二条 前条第二項の協議をすることができないときは、当事者は、通商

第六十三条 前条第二項の協議をすることができないときは、当事者は、通商

第六十四条 前条第二項の協議をすることができないときは、当事者は、通商

第六十五条 前条第二項の協議をすることができないときは、当事者は、通商

第六十六条 前条第二項の協議をすることができないときは、当事者は、通商

第六十七条 前条第二項の協議をすることができないときは、当事者は、通商

第六十八条 前条第二項の協議をすることができないときは、当事者は、通商

第六十九条 前条第二項の協議をすることができないときは、当事者は、通商

第七十条 前条第二項の協議をすることができないときは、当事者は、通商

第七十一条 前条第二項の協議をすることができないときは、当事者は、通商

第七十二条 前条第二項の協議をすることができないときは、当事者は、通商

第七十三条 前条第二項の協議をすることができないときは、当事者は、通商

又は受領すべき金額その他の命令の実施に関し必要な細目は、当事者間の協議により定める。

(償却等)

第三十六条 通商産業大臣は、電気事業の適確な遂行を図るために、特に必要がある、かつ、適切であると認めるときは、指定期間内に、当事者は、通商

第三十七条 通商産業大臣は、電気事業の費用の増加又は減少の額の算出の方法が必要があると認めるときは、電気事業者に対し、電気事業の用に供する固定資産に関する相当の償却を行うこと。

2 通商産業大臣は、前項の規定による裁定の申請を受理したときは、その旨を当事者間に通知し、期間を指定して答弁書を提出する機会を与えるなければならない。

3 通商産業大臣は、第一項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。

4 第一項の裁定があつたときは、その裁定の定めるところに従い、当事者間に協議がとつたものとみなす。

5 第二十四条 前条第一項の裁定のうち当事者が支払い、又は受領すべき金額について不服のある者は、その裁定の通知を受けた日から三月以内に、訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。

(資産の価額)

第三十七条 通商産業大臣は、電気事業者が財産目録その他の書類に記載した電気事業の用に供する資産について附した価額が適正でないときは、公共の利益を阻害するおそれがあると認めるときは、その価額を変更すべきことを命ずることができる。

6 第三十九条 一般電気事業者たる会社(以下「一般電気事業会社」という。)は、商法(明治三十二年法律第百四十八号)第二百九十七条の規定による制限をこえて社債を募集することができる。ただし、社債の総額は、資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により一般電気事業会社に現存する純資産額のいすれか少ない額の二倍をこえてはならない。

7 第四十一条 一般電気事業会社の社債権者は、その会社の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

8 第二項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(会計の整理)

第三十五条 電気事業者は、通商産業省令で定めるところにより、そ

る場合において、通商産業大臣の

許可を受けたときを除き、毎事業

他の財務計算に関する諸表の様式を定め、その会計を整理しなければならない。

(水準備引当金)

第三十六条 通商産業大臣は、電気

第三十七条 通商産業大臣は、電気

第三十八条 通商産業大臣は、電気

第三十九条 通商産業大臣は、電気

第四十条 通商産業大臣は、電気

第四十一条 通商産業大臣は、電気

第四十二条 通商産業大臣は、電気

第四十三条 通商産業大臣は、電気

第四十四条 通商産業大臣は、電気

第四十五条 通商産業大臣は、電気

第四十六条 通商産業大臣は、電気

第四十七条 通商産業大臣は、電気

第四十八条 通商産業大臣は、電気

第四十九条 通商産業大臣は、電気

第五十条 通商産業大臣は、電気

第五十一条 通商産業大臣は、電気

第五十二条 通商産業大臣は、電気

第五十三条 通商産業大臣は、電気

第五十四条 通商産業大臣は、電気

第五十五条 通商産業大臣は、電気

第五十六条 通商産業大臣は、電気

第五十七条 通商産業大臣は、電気

第五十八条 通商産業大臣は、電気

第五十九条 通商産業大臣は、電気

第六十条 通商産業大臣は、電気

第六十一条 通商産業大臣は、電気

第六十二条 通商産業大臣は、電気

第六十三条 通商産業大臣は、電気

第六十四条 通商産業大臣は、電気

第六十五条 通商産業大臣は、電気

第六十六条 通商産業大臣は、電気

第六十七条 通商産業大臣は、電気

第六十八条 通商産業大臣は、電気

第六十九条 通商産業大臣は、電気

第七十条 通商産業大臣は、電気

第七十一条 通商産業大臣は、電気

第七十二条 通商産業大臣は、電気

第七十三条 通商産業大臣は、電気

第七十四条 通商産業大臣は、電気

第七十五条 通商産業大臣は、電気

年度において、河川の流量の減少により水力発電所において発生した電気の量が通商産業省令で定めた量を下つたため、電気事業の収益が減少又は費用の増加に充当するのでなければ、取りくまなければならぬ。

(引当金として積み立てなければならない。

2 前項の規定により積み立てた湯

水準備引当金は、特別の理由があ

る場合において、通商産業大臣の

許可を受けたときを除き、毎事業

の事業年度並びに勘定科目の分類

及び貸借対照表、損益計算書その

2 前項の規定により積み立てた湯

水準備引当金は、特別の理由があ

る場合において、通商産業大臣の

許可を受けたときを除き、毎事業

又は変更の工事であつて、通商産業省令で定めるものをしようとするときは、その工事の計画について通商産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、電気工作物が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときは、この限りでない。

2 電気事業者は、前項の認可を受けた工事の計画を変更しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、その変更が通商産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3 通商産業大臣は、前二項の認可の申請に係る工事の計画が次の各号に適合していると認めるときは、前二項の認可をしなければならない。ただし、第一第三条第一項又は第八条第一項の許可を受けたところ（同項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更をしたもの）を含む）によるものであることを認めなければならない。

4 電気事業者は、第一項ただし書の場合は、工事の開始の後、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

5 電気事業者は、第二項ただし書の場合は、その工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した工事の計画を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

第四十二条 電気事業者は、通商産業省令で定める場合を除き、電気事業の用に供する電気工作物の設置又は変更の工事であつて、前条第一項の通商産業省令で定めるもの以外のものをしようとするときは、工事の計画の変更（通商産業省令で定める軽微なものを除く。）をしようとするときも、同様とする。

6 通商産業大臣は、前項の規定による届出のあつた工事の計画が前条第三項各号の規定に適合しないと認めるときは、電気事業者に対し、その工事の開始前に限り、その工事の計画を変更し、又は廃止すべきことを命ずることができること。

7 その電気工作物が電気の円滑な供給を確保するため技術上適切なものであること。

8 水力を原動力とする発電用の電気工作物に係るものにあつては、その電気工作物が発電水力の有効な利用を確保するため技術上適切なものであること。

（使用前検査）

第四十三条 第四十二条第一項若しくは第二項の認可を受けて設置若しくは変更の工事をする電気工作物又は前条第一項の規定による届出をして設置若しくは変更の工事をする電気工作物（その工事の計

画について、同条第二項の規定による命令があつた場合において同条第一項の規定による届出をしていないものを除く。）は、その加工について通商産業省令で定める加工の工程ごとに通商産業大臣の検査を受け、これを使用してはならない。ただし、通商産業省令で定められる場合は、この限りでない。

2 前項の検査においては、その電気工作物が次の各号に適合しているときは、合格とする。

3 その工事が第四十二条第一項若しくは第二項の認可を受けた工事の計画（同項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更をしたもの）を含む。又は前条第一項の規定による届出をした工事の計画（同項後段の通商産業省令で定める軽微な変更をしたもの）を含む。）に従つて行なわれたものであること。

4 第四十八条第一項の通商産業省令で定める技術基準に適合しないものでないこと。

5 輸入した燃料体は、通商産業大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない。

6 前項の検査においては、その溶接が第二項第二号の通商産業省令で定める技術基準に適合しているときは、合格とする。

7 第四十六条発電用のボイラーファービンその他の通商産業省令で定める機械若しくは器具（以下「ボイラー等」という。）であつて、通商産業省令で定める圧力以上の圧力を加えられる部分（以下「耐圧部分」という。）について溶接をするもの又は発電用原子炉に係る格納容器その他の通商産業省令で定める機械若しくは器具（以下「格納容器等」という。）であつて溶接をするものは、その溶接について通商産業省令で定める溶接の工程ごとに通商産業大臣の検査を受けなければならない。ただし、通商産業省令で定める場合

第四十五条 発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質（以下「燃料体」という。）は、その加工について通商産業省令で定める加工の工程ごとに通商産業大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない。ただし、第三項に定める場合及び通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の検査においては、その溶接が次の各号に適合しているときは、合格とする。

3 あらかじめ通商産業大臣の認可を受けた方法に従つて行なわれていること。

4 前項の検査においては、その溶接が第二項第二号の通商産業省令で定める技術基準に適合しているときは、合格とする。

5 耐圧部分について溶接をしたボイラーファービン等又は溶接をした格納容器等であつて、輸入したもののは、その溶接について通商産業大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない。

6 前項の検査においては、その溶接が第二項第二号の通商産業省令で定める技術基準に適合しているときは、合格とする。

7 第四十七条 電気事業者は、電気事業の用に供する発電用のボイラーファービンその他の通商産業省令で定める電気工作物であつて、通商産業省令で定める圧力以上の圧力を加えられる部分があるもの並びに電気事業の用に供する発電用原子炉及びその附属設備であつて、通商産業省令で定めるものについては、通商産業省令で定める時期ごとに、通商産業大臣が行なう検査を受けなければならない。ただし、通商産業省令で定める場合

れに合格した後でなければ、これを使用してはならない。ただし、第三項に定める場合及び通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の検査においては、その溶接が次の各号に適合しているときは、合格とする。

3 あらかじめ通商産業大臣の認可を受けた方法に従つて行なわれていること。

4 前項の検査においては、その溶接が第二項第二号の通商産業省令で定める技術基準に適合しているときは、合格とする。

5 耐圧部分について溶接をしたボイラーファービン等又は溶接をした格納容器等であつて、輸入したもののは、その溶接について通商産業大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない。

6 前項の検査においては、その溶接が第二項第二号の通商産業省令で定める技術基準に適合しているときは、合格とする。

7 第四十七条 電気事業者は、電気事業の用に供する発電用のボイラーファービンその他の通商産業省令で定める電気工作物であつて、通商産業省令で定める圧力以上の圧力を加えられる部分があるもの並びに電気事業の用に供する発電用原子炉及びその附属設備であつて、通商産業省令で定めるものについては、通商産業省令で定める時期ごとに、通商産業大臣が行なう検査を受けなければならない。ただし、通商産業省令で定める場合

## (第二款 保安)

第四十八条 電気事業者は、電氣事業の用に供する電氣工作物を通商産業省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

2 前項の通商産業省令は、次に掲げるところによらなければならぬ。

一 電氣工作物は、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようのこと。

二 電氣工作物は、他の電氣的設備その他の物件の機能に電氣的又は磁気的な障害を与えないようのこと。

三 電氣工作物の損壊により電氣の供給に著しい支障を及ぼさないようのこと。

(技術基準適合命令)

第四十九条 通商産業大臣は、電氣事業の用に供する電氣工作物が前項の通商産業省令で定める

技術基準に適合していないと認めるとときは、電氣事業者に対し、その技術基準に適合するよう電氣工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。(費用の負担等)

第五十条 電氣事業者の電氣事業の用に供する電氣工作物が他の者の(政令で定めるものを除く。)によ

り第四十八条第一項の通商産業省令で定める技術基準に適合しないこととなつたときは、その技術基

準に適合するようにするため必要な措置又はその措置に要する費用の負担の方法は、当事者間の協議により定める。ただし、その費用の負担の方法については、政令で定める場合は、政令で定めることによる。

第五十一条 第三十三条及び第三十四条の規定は、前条の協議をすることができず、又は協議がととのわない場合に準用する。

2 通商産業大臣は、前項において準用する第三十三条第一項の裁定をしようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ関係大臣に協議しなければならない。

(保安規程)

第五十二条 電氣事業者は、電氣事業の用に供する電氣工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、通商産業省令で定めるところにより、保安規程を定め、事業の開始前に、通商産業大臣に届け出なければならない。

3 通商産業大臣は、電氣事業の用に供する電氣工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、通商産業省令で定めるところにより、保安規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 電氣事業者は、保安規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 通商産業大臣は、電氣事業の用に供する電氣工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため必要があると認めるときは、

電氣事業者に対し、保安規程を変更すべきことを命じ、又は保安規程を守らなければならぬ。

4 電氣事業者及びその従業者は、

保安規程を守らなければならぬ。資格及び実務の経験を有する者

## (主任技術者)

第五十三条 電氣事業者は、電氣事業の用に供する電氣工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、通商産業省令で定めることにより、主任技術者免状を受けること。

2 電氣事業者は、前項の規定によればならない。

3 通商産業大臣は、次の各号の一

種電氣主任技術者免状は、前項の規定にかかわらず、電氣主任技術者試験に合格した者も、その

交付を受けることができる。

4 通商産業大臣は、次の各号の一

種電氣主任技術者免状は、主任技術者免状の交付を行なわないと

解任したときも、同様とする。

(主任技術者免状)

第五十四条 主任技術者免状の種類は、第一種電氣主任技術者免状、

第二種電氣主任技術者免状、第三

種電氣主任技術者免状、第一種ダム水路主任技術者免状、第二種ダム水路主任技術者免状、第一種ボイラーライ・タービン主任技術者免状とする。

2 主任技術者免状の交付を受けて

いる者が保安について監督をする

ことができる電氣工作物の工事、

及び第二種ボイラーライ・タービン主

任技術者免状とする。

3 主任技術者免状は、通商産業大臣が交付する。

4 主任技術者免状は、次の各号の

一に該当する者でなければ、その

交付を受けることができない。

2 主任技術者免状の種類ごとに

二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有していると通商産業大臣が認定した者

3 第一種電氣主任技術者免状、第二種電氣主任技術者免状又は第三種電氣主任技術者免状は、前項の規定にかかわらず、電氣主任技術者試験に合格した者も、その

交付を受けることができる。

4 第二種電氣主任技術者免状、第三種電氣主任技術者免状は、主任技術者免状の交付を行なわないと

解任したときも、同様とする。

5 第一種電氣主任技術者免状、第二種電氣主任技術者免状又は第三種電氣主任技術者免状は、前項の規定にかかわらず、電氣主任技術者試験に合格した者も、その

交付を受けることができる。

6 通商産業大臣は、次の各号の一

種電氣主任技術者免状は、主任技術者免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

がかかる。

7 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上

の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けること

がなくなつた日から二年を経過しない者

が、主任技術者免状の交付に関する手続的項目は、通商産業省令で定める。

8 主任技術者免状の返納を命ぜられる者は、主任技術者がその保安のために対する指示に従わなければならぬ。

9 主任技術者免状の返納を命ぜられる者は、主任技術者免状の交付に関する手續的項目は、通商産業省令で定める。

10 主任技術者免状の返納を命ぜられる者は、主任技術者免状の交付に関する手續的項目は、通商産業省令で定める。

11 主任技術者免状は、通商産業大臣が交付する。

12 主任技術者免状は、次の各号の

一に該当する者でなければ、その

交付を受けことができない。

13 主任技術者免状の種類ごとに

14 通商産業省令で定める学歴又は

気主任技術者免状ごとに、電氣主任技術者資格審査会が行なう。

3 電氣主任技術者国家試験の試験科目、受験手続その他電氣主任技術者国家試験の実施細目は、通商

産業省令で定める。

(主任技術者の義務等)

第五十七条 主任技術者は、電氣事業の用に供する電氣工作物の工事、維持及び運用に関する保安の

監督の職務を誠実に行なわなければならぬ。

2 電氣事業の用に供する電氣工作物の工事、維持又は運用に従事する者は、主任技術者がその保安の

監督の職務を誠実に行なわなければならぬ。

3 電氣主任技術者免状の交付を行なわないと

解任したときも、同様とする。

(第五節 土地等の使用)

第五十八条 電氣事業者は、次に掲げる目的のため他人の土地又はこれに定着する建物その他の工作物

(以下「土地等」という。)を利用す

ることが必要であり、かつ、やむ

を得ないときは、その土地等の利

用を著しく妨げない限度において、これを一時使用することが可能となる。

4 電線路(以下「電線路」と総称す

る。)を支持するために利用する場

合に限る。

1 電氣事業の用に供する電線路

に関する工事の施行のため必要な

資材若しくは車両の置場、土石の捨場、作業場、架線のため

のやぐら又は索道の設置

二 天災、事変その他の非常事態が発生した場合において、緊急に電気を供給するための電線路の設置

三 電気事業の用に供する電気工作物の設置のための測標の設置

電気事業者は、前項の規定により他人の土地等を一時使用しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、天災、事変その他の非常事態が発生した場合において、十五日以内の期間一時使用するときは、この限りでない。

3 都道府県知事は、前項の許可の申請があつたときは、その旨を土地等の所有者及び占有者に通知し、意見書を提出する機会を与えるなければならない。

4 電気事業者は、第一項の規定により他人の土地等を一時使用しようとするとときは、あらかじめ、土地等の占有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難なときは、使用の開始の後、遅滞なく、通知することをもつて足りる。

5 第一項の規定により一時使用しようとする土地等が居住の用に供されているときは、その居住者の承諾を得なければならぬ。

6 第一項の規定による一時使用の期間は、六月（同項第二号の場合において、仮電線路を設置したとき、又は同項第三号の規定により一時使用するときは、一年）をこえることができない。

7 第一項の規定による一時使用のため他人の土地等に立ち入る者

は、第二項の許可を受けたことを証する書面を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。ただし、同項ただし書の場合には、この限りでない。

(立入り)

第五十九条 電気事業者は、電気事業の用に供する電気工作物に関する測量又は実地調査のため必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、他人の土地に立ち入ることができる。

2 前条第三項の規定は、前項の許可の申請があつた場合に準用する。

3 前条第四項、第五項及び第七項本文の規定は、電気事業者が第一項の規定により他人の土地に立ち入る場合に準用する。  
(通行)

第六十条 電気事業者は、電気事業の用に供する電線路に関する工事又は電線路の維持のため必要があるときは、他人の土地を通行することができる。

2 前項の規定により他人の土地を通行する者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第五十八条第四項及び第五項の規定は、電気事業者が第一項の規定により他人の土地を通行する場合に準用する。  
(植物の伐採又は移植)

第六十一条 電気事業者は、植物が電気事業の用に供する電線路に障害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれ

2 ある場合又は植物が電気事業の用に供する電線路に因する測量若しくは実地調査若しくは電気事業の用に供する電線路に関する測量に及ぼす場合において、都道府県知事の許可を受けて、その植物を伐採し、又は移植することができる。

3 電気事業者は、前項の規定により植物を伐採し、又は移植しようとするときは、あらかじめ、植物の所有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知する事が困難なときは、伐採又は移植の後、遅滞なく、通知することをもつて足りる。

4 第五十八条第三項の規定は、第一項の許可の申請があつた場合に準用する。

地等を一時使用し、第五十九条第一項の規定により他人の土地に立ち入り、第六十条第一項の規定により他の土地を通行し、又は前条第一項若しくは第三項の規定により植物を伐採し、若しくは移植したことによつて損失を生じたときは、損失を受けた者に対し、通常常生ずる損失を補償しなければならない。

第六十三条 前条の規定による損失の補償について、電気事業者と損失を受けた者との間に協議をすることができる、又は協議がとのものではないときは、電気事業者は損失を受けた者は、都道府県知事の裁定を申請することができる。

第三十三条第二項から第四項まで及び第三十四条の規定は、前項の裁定に準用する。この場合において、第三十三条第二項及び第三項中「通商産業大臣」とあるのは、「都道府県知事」と、第三十四条第三項中「異議申立て」とあるのは、「審査請求」と読み替えるものとする。

第六十四条 電気事業者は、第五十一条においては、補償金の額及びその支払の時期及び方法を定めなければならぬ。

(公用の土地の使用)

第六十五条 電気事業者は、道路、橋、みそ、河川、堤防その他公共の用に供せられる土地に電気事業者の用に供する電線路を設置する必要があるときは、その効用を妨げない限度において、その管理者の許可を受けて、これを使用することができる。

2 前項の場合においては、電気事業者は、管理者的定めるところにより、使用料を納めなければならない。

3 管理者が正当な理由がないのに第一項の許可を拒んだとき、又は管理者の定めた使用料の額が過正でないときは、主務大臣は、電気事業者の申請により、使用を許可し、又は使用料の額を定めることができる。

4 前三項の規定は、道路法（昭和二十七年法律第八十号）の規定による道路並びに同法第十八条第三項の規定により決定された道路の区域内の土地及び当該土地に設置された道路の附屬物となるべきものについては、適用しない。

5 主務大臣は、次の場合は、あらかじめ、通商産業大臣に協議しなければならない。

一 第三項の規定により使用を許さうとするとき。

二 電気事業者が電気事業の用に供する電線路を設置するため区域内の土地若しくは当該土地に設置された道路の附屬物となるべきものを占用しようとする場合

— 8 —

合において、道路法第三十九条  
第一項（同法第九十一条第二項

において準用する場合を含む。)の規定により道筋整理書が設け

の規定により道路管理者が徴収する占用料の額の決定又は同法

第八十七条第一項（同法第九十  
一條第二項之六、七適用）

（第一項第二項において準用する場合を含む。）の規定により許可若

しかし承認に条件を附したこと

にての審査請求又は異議申立てに対し裁判又は決定をし

第三章 電氣事業用以太の電

第三章 電気事業用以外の電気工作物

## 第一節 一般用電氣工作物

及自家用電氣工  
作物

定義

十六条 この法律において「  
電気工作物」とは、他の者が

通商産業省令で定める電圧以下

電圧で受電し、その受電の場所同一の構内（これに準ずる区域

を含む。以下図1。)においてそ

受電に係る電気を使用するため  
電気工作物であつて、その受電

ための電線路以外の電線路によ

その構内以外の場所にある電気

ものをいう。ただし、次に掲げ

ものを除く。

発電用の電気工作物を設置する者がその発電用の電気工作物

の設置の場所と同一の構内に設

置するもの

燃易性又は引火性の物が存在するため電気工作物による事故

が発生するおそれが多い場所で

3 通商産業大臣は、第一項に規定する者（一般電気事業者を除く。）が同項の規定による調査若しくは前項の規定による通知をせず、又はその調査若しくは通知の方法が適当でないときは、その者に対

し、その調査若しくは通知を行ない、又はその調査若しくは通知の方法を改善すべきことを命ずることができる。

4 第一項に規定する者は、帳簿を備え、同項の規定による調査及び第二項の規定による通知に關する業務に關し通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。

5 前項の帳簿は、通商産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

6 第四十八条第二項第一号及び第二号の規定は、第一項の技術基準を定める通商産業省令に準用する。

(技術基準適合命令)

第六十八条 通商産業大臣は、一般用電気工作物が前条第一項の通商産業省令で定める技術基準に適合していないと認めたときは、その所有者又は占有者に対し、その技術基準に適合するよう一般用電気工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。

(調査業務の委託)

第六十九条 第六十七条第一項に規定する者は、通商産業大臣が指定する者(以下「指定調査機関」といふ。)に限り、当該指定調査機関が第七十五条第二項の規定による認可又は同条第二項の規定による届出に係る変更があつたときは、変更後の区域の全部又は一部における一般用電気工作物につい

て、その一般用電気工作物が第十七条第一項の通商産業省令で定める技術基準に適合しているかどうかを調査すること並びにその調査の結果その一般用電気工作物が第十七条第一項の通商産業省令で定める技術基準に適合していないときはその技術基準に適合するよう措置をとらなかつた場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知すること（以下「調査業務」という。）を委託することができる。

2 第六十七条第一項に規定する者は、前項の規定により指定調査機関に調査業務を委託したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。委託に係る契約が効力を失つたときは、同様とする。

3 第六十七条第一項の規定は、同項に規定する者が第一項の規定により指定調査機関に調査業務を委託しているときは、その委託に係る一般用電気工作物についても、同様とする。

自家用電気工作物を設置する者は、前項の認可を受けた工事の計画を変更しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。ただし、その変更が通商産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3 通商産業大臣は、前二項の認可の申請に係る工事の計画が次の各号に適合していると認めるときは、前二項の認可を受けなければならない。

一 その電気工作物が第七十四条第二項において準用する第四十八条第一項の通商産業省令で定める技術基準に適合しないものでないこと。

二 水力を原動力とする発電用の電気工作物に係るものにあつては、その電気工作物が発電水力の有効な利用を確保するため技術上適切なものであること。

4 自家用電気工作物を設置する者は、第一項ただし書きの場合は、工事の開始の後、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

5 自家用電気工作物を設置する者は、第二項ただし書きの場合は、その工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した工事の計画を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、自家用電気工作物の設置する者は、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

第七十一条 自家用電気工作物を設置する者は、通商産業省令で定める場合は、自家用電気工作物の設置又は変更の工事であつて、前条第一項の通商産業省令で定め

るもの以外のものをしようとするときは、工事の開始日の三十日前までに、その工事の計画を通商産業大臣に届け出なければならない。その工事の計画の変更（通商産業省令で定める軽微なものを除く。）をしようとするときも、同様とする。

2 通商産業大臣は、前項の規定による届出のあつた工事の計画が前条第三項各号の規定に適合しないと認めるときは、自家用電気工作物を設置する者に対し、その工事の開始前に限り、その工事の計画を変更し、又は廃止すべきことを命ずることができる。（主任技術者）

第七十二条 自家用電気工作物を設置する者に、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安令で定めるところにより、主任技術者免状の交付を受けている者は、前項の規定にかかるわざ、主任技術者を選任しなければならない。

2 自家用電気工作物を設置する者は、前項の規定にかかるわざ、通商産業大臣の許可を受けて、主任技術者免状の交付を受けていたことを解任したとき、又は前項の規定により選任された主任技術者を解任したときも、同様とする。

3 第五十七条の規定は、自家用電気工作物を設置する者に關し準用する。

4 第五十七条の規定は、自家用電気工作物に係る主任技術者に關し準用する。

## (使用の開始)

第七十三条 自家用電気工作物を設置する者は、その自家用電気工作物の使用の開始の後、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、第七十一条第一項の認可又は同条第四項若しくは第七十二条第一項の規定による届出に係る自家用電気工作物を使用する場合及び通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

## (準用)

第七十四条 第四十三条及び第四十条の規定は、第七十条第一項又は第二項の認可を受けて設置又は変更の工事をする自家用電気工作物及び第七十二条第一項の規定による届出をして設置又は変更の工事をする自家用電気工作物（その工事の計画について、同条第二項の規定による命令があつた場合において同条第一項の規定による届出をしていないものを除く。）に準用する。

## 2 第四十七条から第五十一条までの規定は、自家用電気工作物に準用する。この場合において、第四十八条第二項第三号中「電気の供給」とあるのは、「電気事業者の電気の供給」と読み替えるものとする。

## 3 第五十二条の規定は、自家用電気工作物を設置する者に關し準用する。

## (指定)

第五条 第六十九条第一項の指定は、第六十七条第一項に規定する者の委託を受けて調査業務を行なうおうとする者の申請により行なう。

2 前項の申請は、調査業務を行なうとする区域（以下「調査区域」という。）を定めなければならぬ。

## (指定期間)

第七十五条 第六十九条第一項の指定は、第六十七条第一項に規定する者の委託を受けて調査業務を行なうおうとする者の申請により行なう。

## (調査区域の変更)

第七十六条 次の各号の一に該当する者は、第六十九条第一項の指定を受けることができない。

## (欠格条件)

第七十七条 指定調査機関は、調査区域を増加しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

## (調査区域の変更)

第七十八条 指定調査機関は、調査区域を減少したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

## (調査区域の変更)

第七十九条 指定調査機関は、調査区域を減少したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

## (調査区域の変更)

第八十条 指定調査機関は、調査区域を減少したと認めると認めるときは、指定調査機関に対し、業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

## (業務規程)

第八十一条 指定調査機関は、調査業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

## (業務規程)

第八十二条 指定調査機関は、第一項の認可を受けるべき事項は、通商産業省令で定める。

## (業務規程)

第八十三条 指定調査機関は、第一項の認可を受けるべき事項は、通商産業省令で定める。

## (業務規程)

第八十四条 指定調査機関は、第一項の認可を受けるべき事項は、通商産業省令で定める。

## (業務規程)

第八十五条 指定調査機関は、第一項の認可を受けるべき事項は、通商産業省令で定める。

## (業務規程)

第八十六条 指定調査機関は、第一項の認可を受けるべき事項は、通商産業省令で定める。

## (業務規程)

第八十七条 指定調査機関は、第一項の認可を受けるべき事項は、通商産業省令で定める。

## (業務規程)

の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

2 通商産業大臣は、指定調査機関が第六十九条第一項の規定による調査業務の委託を受けている場合において、その方法が適当でないと認めたときは、指定調査機関に対し、その設立された法人であつて、その役員又は社員の構成が調査業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることを命ずることとする。

二 民法第三十四条の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員の構成が調査業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

3 通商産業大臣は、第一項の認可を受けるべき事項は、通商産業省令で定める。

4 通商産業大臣は、第一項の認可を受けるべき事項は、通商産業省令で定める。

5 通商産業大臣は、指定調査機関及び第六十三条の規定は、自家用電気工作物を設置する者に準用する。

6 通商産業大臣は、指定調査機関が第七十七条各号に適合しなくなつたと認めるときは、指定調査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

7 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

8 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

9 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

10 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

11 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

12 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

13 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

14 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

15 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

16 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

17 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

18 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

19 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

20 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

21 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

22 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

23 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

24 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

25 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

26 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

27 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

28 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

29 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

30 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

31 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

32 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

33 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

34 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

35 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

36 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

37 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

38 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

39 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

40 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

41 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

42 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

43 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

44 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

45 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

46 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

47 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

48 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

49 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

50 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

51 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

52 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

53 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

54 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

55 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

56 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

57 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

58 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

59 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

60 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

61 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

62 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

63 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

64 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

65 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

66 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

67 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

68 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

69 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

70 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

71 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

72 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

73 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

74 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

75 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

76 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

77 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

78 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

79 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

80 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

81 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

82 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

83 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

84 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

85 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

86 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

87 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

88 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

89 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

90 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

91 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

92 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

93 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

94 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

95 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

96 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

97 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

98 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

99 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

100 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

101 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

102 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

103 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

104 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

105 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

106 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

107 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

108 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

109 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

110 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

111 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

112 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

113 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

114 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

115 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

116 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

117 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

118 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

119 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

120 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

121 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

122 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

123 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

124 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

125 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

126 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

127 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

128 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

129 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

130 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

131 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

132 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

133 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

134 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

135 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

136 通商産業大臣は、調査業務を廃止したときも、同様とする。

## (電気工作物検査官)

当該許可又は認可を受ける者に不當な義務を課すこととなるものであつてはならない。

## (発電水力)

第八十七条 通商産業大臣は、発電水力の開発上必要な調査を行なわなければならぬ。

第八十八条 通商産業大臣は、発電水力の開発上必要があると認めるときは、水力を原動力とする発電用の電気工作物を設置している者に對し、その電気工作物を設置している河川について、通商産業省令で定めるところにより、その流量を測定し、その測定の結果を報告すべきことを命ずることができる。

第九十条 通商産業省に、電気工作物検査官を置く。  
第二項第一項(第七十四条第一項において準用する場合を含む。)第四十五条第一項若しくは第三項、第四十六条第一項若しくは第三項又は第四十七条(第七十四条第二項において準用する場合を含む。)の電気工作物検査官の資格に關し、  
3 電気工作物検査官に關する事項は、政令で定める。

第八十四条 通商産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。  
第一項の指定をしたとき。  
第六十九条第一項の規定によると届出があつたとき。  
第七十八条第二項又は第八十二条の規定による届出があつたとき。  
第七十八条第一項の認可をしたとき。

第八十五条 第六十七条第四項及び第五項の規定は、指定調査機関に準用する。

第四章 雜則  
(許可等の条件)  
第八十六条 許可又は認可には、条件を附し、及びこれを変更することができる。  
前項の条件は、公共の利益を増進し、又は許可若しくは認可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、自家用電気工作物を設置する者、燃料体の加工をする者又は落接をする者の工場又は営業所、ボイラ等若しくは格納容器等の事務所その他事業場に立ち入り、電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができるものとするときは、当該处分に係る者に対し、相当の期間をおいて予告をした上、公開による聴聞を行なわなければならない。

の規定による処分をしようとするときは、公聴会を開き、広く一般の意見をきかなければならない。

(聴聞)

第九十五条 通商産業大臣は、第五条第一項若しくは第二項、第十六条第一項若しくは第二項又は第八十三条の規定による処分をし

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、一般用電気工作物の設置の場所(居住の用に供されているものを除く。)に立ち入り、一般用電気工作物を検査させることができるものとする。

3 聽聞に際しては、当該处分に係る者及び利害關係人に對し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えるなければならない。

4 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定調査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査する職員は、その身分を示す證明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 前四項の規定により立入検査に対する職員は、その身分を示す證明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 第一項から第四項までの規定に基づく命令の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、前条の例により公開による聴聞をした後にしてなければならない。

7 第九十六条 この法律又はこの法律の供給又は指定調査機関の調査業務に關し苦情のある者は、通商産業大臣に対し、理由を記載した文書を提出して苦情の申出をすることができる。

8 第九十七条 一般電気事業者の電気の供給又は指定調査機関の調査業務に關し苦情のある者は、通商産業大臣に対し、理由を記載した文書を提出して苦情の申出をすることができる。

9 第九十八条 通商産業大臣は、前項の申出があつたときは、これを誠実に處理し、処理の結果を申出者に通知しなければならない。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、自家用電気工作物を設置する者又は指定調査機関に對し、その業務の状況に関する報告をさせることができる。

3 通商産業大臣は、都道府県知事に対し河川法第二十三条、第二十四条、第二十六条又は第二十九条第二項の許可があつた場合(第一項に規定する場合を除く。)において、発電水力の有効な利用を確保するため必要があると認めることは、その都道府県知事に対し、これらの規定による処分に關し必要な勧告をすることができる。

4 通商産業大臣は、都道府県知事に対し、その業務の状況に関する報告をさせることができる。

5 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、自家用電気工作物を設置する者又は指定調査機関に對し、その業務の状況に関する報告をさせることができる。

6 第一項から第四項までの規定による範囲は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

7 第九十六条 この法律又はこの法律の供給又は指定調査機関の調査業務に關し苦情のある者は、通商産業大臣に対し、理由を記載した文書を提出して苦情の申出をすることができる。

8 通商産業大臣は、前項の申出があつたときは、これを誠実に處理し、処理の結果を申出者に通知しなければならない。

第八十七条 通商産業大臣は、指定期間を取り消すことができる。  
第一項の規定は、第八十一条の規定による命令に違反したとき。  
第二項第一項の認可を受けた業務規程によらないで調査業務を行なつたとき。

第三項又は第八十二条の規定による命令に違反したとき。  
第二項第一項の認可を受けた業務規程によらないで調査業務を行なつたとき。

三 不正の手段により指定を受けたとき。

（公示）

第八十四条 通商産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

第一項の指定をしたとき。  
第六十九条第一項の規定によると届出があつたとき。  
第七十八条第二項又は第八十二条の規定による届出があつたとき。  
第七十八条第一項の認可をしたとき。

第八十五条 第六十七条第四項及び第五項の規定は、指定調査機関に準用する。

（準用）

第八十五条 第六十七条第四項及び第五項の規定は、指定調査機関に準用する。

（準用）

第八十五条 第六十七条第四項及び第五項の規定は、指定調査機関に準用する。

（許可等の条件）

第八十六条 許可又は認可には、条件を附し、及びこれを変更することができる。  
前項の条件は、公共の利益を増進し、又は許可若しくは認可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、

手数料を納付しなければならない者	金額
一 第四十三条第一項（第七十四条第一項において準用する場合を含む。）の検査を受けようとする者イ 原子力を原動力とする発電用の電気工作物ロ その他の電気工作物	三十万円
二 第四十五条第一項又は第三項の検査を受けようとする者	十万円
三 第四十六条第一項又は第三項の検査を受けようとする者	十万円
四 第四十七条（第七十四条第二項において準用する場合を含む。）の検査を受ける者	三十万円
五 第五十四条第四項第二号の規定による認定を受けようとする者	五万円
六 電気主任技術者国家試験を受けようとする者	八百円
七 主任技術者免状の交付を受けようとする者	五百円
八 主任技術者免状の再交付を受けようとする者	二百円
（経過措置）	第五章 制則
第九十九条 この法律の規定に基づき政令又は通商産業省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は通商産業省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。	第一百一条 電気事業の用に供する電気工作物を損壊し、その他の電気事業の用に供する電気工作物の機能に障害を与えて発電、変電、送電又は配電を妨害した者は、五年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。 2 みだりに電気事業の用に供する電気工作物を操作して発電、変電、送電又は配電を妨害した者は、五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。 3 電気事業に従事する者が正当な理由がないのに電気事業の用に供する
（権限の委任）	
第一百条 この法律の規定により通商産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、通商産業局長又は都道府県知事に委任することができる。	

する電気工作物の維持又は運行の業務を取り扱わず、発電、変電、送電又は配電に障害を生ぜしめたときも、前項と同様とする。

第一項及び第二項の未遂罪は、罰する。

第一百二条 第三条第一項の規定に違反して電気事業を営んだ者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百三条 次の各号の一に該当する者は、二年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十四条第一項の規定に違反して電気事業の全部又は一部を休止し、又は廃止した者

二 第十八条第一項又は第三項の規定に違反して電気の供給を拒んだ者

三 第十八条第二項又は第四項の規定に違反して電気を供給した者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項の規定に違反して電気工作物を変更した者

二 第十二条第一項の規定に違反して一般電気事業以外の事業を営んだ者

三 第二十二条第一項、第二十二条第二項又は第二十四条第一項の規定に違反して電気を供給した者

四 第三十一条、第三十三条、第三十二条第一項、第六十七条第三項又は第七十九条第二項の規定による命令に違反した者

五 第四十二条第一項又は第七十一条第一項の規定に違反して電気工作物の設置又は変更の工事をした者

六 第四十九条（第七十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令又は処分に違反した者

七 第五十三条第一項又は第七十二条第一項の規定に違反して主任技術者を選任しなかつた者

第八百五条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第一項の規定に違反して電気を供給する事業を営んだ者

二 第二十七条の規定による命令又は処分に違反した者

三 第四十二条第二項又は第七十条第二項の規定による命令に違反して電気工作物の設置又は変更の工事をした者

四 第四十三条第一項（第七十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十五条第一項若しくは第三項又は第四十六条第一項若しくは第三項若しくは第三項の規定に違反して電気工作物を使用した者

第五百六条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第七条第四項（第八条第四項において準用する場合を含む。）、第十二条第一項若しくは第二十九条第一項若しくは第三項、第四十一

条第四項若しくは第五項、第五十二条第一項若しくは第二项（これら

三項において準用する場合を含む。) 第五十三条第二項、第六十九条第二項、第七十条第四項若しくは第五項又は第七十二条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十条の規定に違反して掲示をしなかつた者

三 第二十六条第二項の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者

四 第四十二条第一項又は第七十条第一項の規定に違反して電気工作物の設置又は変更の工事をした者

五 第四十七条(第七十四条第二項において準用する場合を含む。)又は第九十三条第一項から第四項までの規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

六 第五十二条第三項(第七十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

七 第六十七条第四項(第八十五条において準用する場合を含む。)の規定に違反して同項に規定する事項の記載をせず、又は虚偽の記載をした者

八 第六十七条第五項(第八十五条において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

九 第六十八条の規定による命令又は処分に違反した者

十 第八十八条又は第九十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第一百七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、第一百二条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第一百八条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 第十三条第一項、第三十五条、

第三十八条第一項若しくは第二項又は第三十九条ただし書の規定に違反した者

二 第三十六条又は第三十七条の規定による命令に違反した者

三百九条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一 第八条第二項、第九条、第七十三条、第七十八条第二項又は第八十二条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 正当な理由がないのに第五十一条の規定による命令に違反して主任技術者免状を返納しなかつた者

#### 附・則

1 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二十六項の通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)第二十五条第一項の改正規定中石炭対策連絡協議会の項の次に電気事業審議会の項を加える部分は、公布の日から施行する。

2 電気に関する臨時措置に関する法律(昭和二十七年法律第三百四十一号。以下「旧法」という。)は、

3 旧法に基づき旧公益事業令(昭和二十五年政令第三百四十三号)の規定の例によつてした処分、手続その他の行為は、この法律中にこれに相当する規定があるときは、この法律の規定によつてしたものとみなす。

4 この法律の施行の際現に電気事業者以外の者であつて、一般電気事業者の供給区域における需要に応じ電気を供給する事業(電気事業者との電気事業の用に供するための電気を供給する事業を除く。)を営むものについては、この法律の施行の日から一月間は、第十七条第一項の規定は、適用しない。その期間内に同項の許可を申請した場合において、その申請について許可又は不許可の処分があるまでに同項の許可を申請した場合も、同様とする。

5 この法律の施行の際現に電気事業を営んでいる者及び自家用電気工作物を使用している者に関する第五十二条第一項(第七十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第五十二条第一項中「事業の開始前に」であるのは、「この法律の施行の日から三月以内に」とする。

6 この法律の施行の際現に発電用のダムを設置している者についても、この法律の施行の日から六月間は、第五十三条第一項又は第七十二条第一項の規定は、適用せざる場合においてするもの及び発電用の原子炉施設に係るものを行する。

7 この法律の施行の際現に旧電気行規則(昭和二十七年通商産業省令第九十九号。以下「旧規則」といふ。)第一条第一項の規定に基づき旧電気事業主任技術者資格検定規則(昭和七年通信省令第五十四号)の規定の例により第一種、第二種のものとみなす。

8 第十条までの規定の例による。

9 又は第三種の資格を有している者は、それぞれ第五十四条第一項の第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状を受けている者とみなす。

10 旧電気事業再編成令(昭和二年五年政令第三百四十二号)に基づき設立された九の電気事業会社が旧過度経済集中排除法(昭和二年法律第二百七号)第七条第二項第七号の規定により承認を受け、又は作成された企業再編成計画に基づき旧電気事業再編成令に基づき解散した電気事業会社から出資を受け、又は譲り受けた不動産に関する権利の取得の登記を受ける場合における登録税は、免除する。

11 前項に規定する不動産に関する権利の取得に関する登記の手続については、政令で定める。

12 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお前項の例による。

13 電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

14 電気工事士法(昭和三十五年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

15 電気用品取締法(昭和三十六年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

16 第二条中「電気工事士法(昭和三十五年法律第三十九号)第二条第一項」を「電気事業法(昭和三十九年法律第一号)第六十六条第一項」に改める。

17 第二条中「電気工事士法(昭和三十五年法律第三十九号)第二条第一項」を「電気事業法(昭和三十九年法律第一号)第六十六条第一項」に改める。

18 第二十八条第一項を次のよう

く。)をしている電気工作物は、旧規則第一項の規定に基づき旧自家用電気工作物設施規則(昭和七年通信省令第五十六号)第五十二条第一項の規定の例によつて、第七十条第一項の認可を受け、又は第七十一条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

19 第二十八条第一項を削除する。

20 第三十五条の二の次に次の一条を加える。

(電気事業法の適用除外)  
第三十五条の三 電気事業法(昭和三十九年法律第一号)第十一条第二項、第十三条第一項(発電施設又は送電変電施設に係る場合に限る。)、第十四条第二項及び第二十二条第一項の規定は、会社については、適用しない。

21 第三十六条第一項を次のように改める。

「第三十五条第一項」を「第三十五条第一項」に改める。

22 第三十五条第一項を次のように改正する。

「第三十五条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同項後段を削る。

23 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

24 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

25 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

26 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

27 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

28 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

29 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

30 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

31 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

32 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

33 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

34 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

35 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

36 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

37 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

38 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

39 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

40 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

41 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

42 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

43 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

44 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

45 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

46 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

47 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

48 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

49 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

50 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

51 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

52 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

53 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

54 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

55 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

56 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

57 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

58 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

59 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

60 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

61 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

62 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

63 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

64 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

65 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

66 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

67 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

68 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

69 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

70 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

71 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

72 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

73 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

74 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

75 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

76 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

77 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

78 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

79 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

80 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

81 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

82 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

83 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

84 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

85 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

86 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

87 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

88 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

89 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

90 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

91 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

92 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

93 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

94 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

95 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

96 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

97 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

98 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

99 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

100 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

101 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

102 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

103 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

104 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

105 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

106 第二十八条第一項を次のように改める。

「第二十八条第一項を次のように改め、同項後段を削る。

107 第二十八条第一項を次のように改める。





時勤務に服する職員及び寒冷地手当は、第二条第六項の規定による額を除き、内閣総理大臣が定める期間内の各月に、第二条第一項から第三項まで及び第二条の二第二項による額の範囲内で内閣総理大臣が定める額を分割して支給する。

二 政令で定める自衛官について  
は、第二条第一項及び第二項の規定による加算は行なわない。

三 第二条第一項、第二項及び第四項中「基準日」とあるのは、「内閣総理大臣が定める日」と読み替える。

四 第二条第四項中「職員の俸給の月額と扶養手当の月額との合計額」とあるのは、「職員の俸給、扶養手当、航空手当、乗組手当、落下さん隊員手当及び當外手当のそれぞれの月額（航空手当、乗組手当及び落下さん隊員手当については、それぞれの月額に政令で定める割合を乗じて得た額）の合計額」と読み替える。

五 第二条第六項中「在勤する職員」とあるのは、「在勤する職員で政令で定める自衛官以外の職員」と読み替える。

別表の標題を削る。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

3 第三百四十二条第二項中「石炭手当」を削る。

4 裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。  
第九条第二項中「石炭手当及び薪炭手当」を削る。

5 檢察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。  
第一項中「石炭手当及び薪炭手当」を削る。

6 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三百三十五号)の一部を次のように改正する。  
第一条中「石炭手当、薪炭手当」を削る。

7 國會議員の選舉等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七百七十九号)の一部を次のように改正する。  
第一項中「國家公務員の寒冷地手当に關する法律」に改める。

8 裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。  
本則中「人事院」を「人事院」又は「内閣総理大臣」に改め、第四号を次のように改める。

四 國家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律)

9 律第二百号)(第三条第二項及び第四条の規定を除く。)  
「石炭手当及び薪炭手当」を削る。  
10 国の經營する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第百四十一号)の一部を次のよう改正する。  
第七条第二号を次のように改める。  
二、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)の規定  
11 国家公務員法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第三十五号)の一部を次のよう改正する。  
附則第三十五条中「人事院」又は「内閣総理大臣」を削り、「第二条の二」を加え、「第四条」を「第三条第二項及び第四条」に改める「を」「、第二条の二」を加える。  
理由  
人事院の国会及び内閣に対する昭和三十九年三月十二日付勧告にかかるが、寒冷地に在勤する国家公務員等に対し支給される手当の整備改善を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。  
右  
国会に提出する。  
一部を改正する法律案

昭和三十九年二月十七日  
内閣総理大臣 池田 勇人

(計算年月数とみなされる年)  
數の算入に伴う措置)

第二十四条の六 前条の規定は、  
旧軍人、旧準軍人又は旧軍属  
附則第二十四条第五項及び第  
項の規定の適用によりその在  
年が普通恩給についての最短年  
給年限に達することとなるも  
又はその遺族について準用す  
る。この場合において、前条  
一項中「昭和三十六年十月一日  
とあるのは、「昭和三十九年十  
月一日」と、同条第三項中「普通  
恩給を受ける権利を取得した者  
当該普通恩給の給与は昭和三  
七年十月から、同項の規定に  
り扶助料を受ける権利を取得した  
者の当該扶助料の給与は昭和  
三十六年十月から」とあるのを  
「普通恩給又は扶助料を受け  
権利を取得した者の当該普通  
恩給又は扶助料の給与は、昭和  
十九年十月から」と読み替える  
ものとする。

Digitized by srujanika@gmail.com



第二十二条の規定による傷病年金を受ける者に妻があるときは、その年額を、昭和三十九年十月分以後、その年額に四千八百円を加給した年額に改定する。

2 この法律の施行の際現に法律第百五十五号による改正前の恩給法（大正十二年法律第四十八号）の規定により傷病年金を受ける者（前項に規定する者を除く。）に妻があるときは、その年額を、昭和三十九年十月分以後、その年額（その年額が同法の規定の例により加給されたものであるときは、その者に当該加給の原因となる者がなかつたとしたならばその者が同月において受けるべきであつた傷病年金の年額）に四千八百円を加給した年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しない者については、この改定を行なわない。

3 この法律の施行前に給与事由の生じた傷病年金の昭和三十九年九月分までの年額の計算については、なお從前の例による。

（元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の改正に伴う経過措置）

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（以下「特別措置法」という。）第四条の規定を適用して計算して得た年額の普通恩給又は扶助料を受けている者については、昭和三十九年十月分以

2 生じた普通恩給又は扶助料の昭和三十九年九月分までの年額の計算について、この法律による改正後の特別措置法第四条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に給与事由の法律による改正前の特別措置法第四条の二の規定を適用して計算して得た額の退職年金、廃疾年金又は遺族年金を受けている者については、昭和三十九年十月分以後、その額をこの法律による改正後の同条の規定を適用して計算して得た額に改定する。

2 この法律の施行前に給付事由の生じた退職給付、廃疾給付又は遺族給付の昭和三十九年九月分までの額の計算については、この法律による改正後の特別措置法第四条の二の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

第五条 この法律による改正後の特別措置法第八条から第十条までの規定は、恩給に関する法令の規定の適用については、この法律の施行前に琉球諸島民政府職員を退職し、又は死亡した元南西諸島官公署職員についても適用する。ただし、これらの規定を適用した場合においても、その在職年が普通恩給についての最短恩給年限に達しない者については、この限りでない。

**第六条** 前条の規定により恩給に関する法令の規定による普通恩給又は扶助料を受けることとなる場合における当該普通恩給又は扶助料の給与は、昭和三十九年十月から始めるものとする。

**第七条** この法律の施行前に琉球諸島民政府職員を退職し、又は死亡した元南西諸島官公署職員で、この法律による改正後の特別措置法第八条又は第九条の規定を適用したならば、同法の規定により共済組合に関する法令の規定による退職年金、廢疾年金又は遺族年金を支給すべきこととなるものについては、同法の規定により、昭和三十九年十月分以降、その者又はその遺族に退職年金若しくは廢疾年金又は遺族年金を支給する。

**2** 前項の場合において、この法律による改正後の特別措置法第八条又は第九条の規定により新たに勤続するものとみなされる期間のうち元南西諸島官公署職員として在職した期間を基礎とした一時金である給付を受けた者に係る退職年金若しくは廢疾年金又は遺族年金の額は、同法第四条の一及び第四条の三の規定にかかわらず、これらの規定によつて計算した額から、政令で定める金額を減じた額とする。

**3** 前項の規定は、この法律による特別措置法第八条又は第九条の規定の改正により新たに同法の規定により共済組合に関する法令の規定の適用を受けることとなつた者

についての共済組合に関する法令について準用する。この場合において、同項中「退職年金若しくは施疾年金又は遺族年金」とあるのは、「退職年金、施疾年金、退職一時金若しくは施疾一時金又は遺族年金若しくは遺族一時金」と読み替えるものとする。

(停止年額についての経過措置)

第八条 恩給法等の一端を改正する法律(昭和三十七年法律第二百四十四号)により年額を改定された普通恩給又は扶助料の改定年額と改定前の年額との差額の停止については、昭和三十九年九月分までは、この法律による改正前の同法附則第三条、第八条第二項、第九条第二項又は第十一条第二項の規定の例による。

(旧勅令第六十八号第八条第二項の規定に該当した者に対する一時金の支給)

第九条 旧恩給法の特例に関する件の措置に関する法律(昭和二十七年法律第二百五号)による改正前の恩給法の特例に関する件(昭和二十一年勅令第六十八号。以下「旧勅令第六十八号」という。)第八条第二項の規定により一時恩給を受けた権利又は資格を失つたことのある恩給法上の公務員(以下この条において「恩給公務員」という。)で、恩給公務員としての在職年が七年以上普通恩給についての最短年限未満であるもの(その者が、この法律の施行前に死亡した者であ

対しては、当該恩給公務員が一時恩給を受ける権利又は資格を失つた日から普通恩給を受けていたとしたならば旧勅令第六十八号第八条第二項の規定の適用を除外することとした法令の規定により一時恩給を受ける権利を取得した時において当該普通恩給の年額の計算の基礎となるべきであつた俸給年額の十二分の一に相当する金額に恩給公務員としての在職年の年数を乗じて得た金額の一時金を給するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

一 この法律の施行の際現に退職年金に関する恩給法以外の法令の規定により当該恩給公務員としての在職年を算入した期間に基づく退職年金又は遺族年金を受ける権利を有している者

二 この法律の施行の際現に当該恩給公務員としての在職年がその期間に算入されることとされている退職年金に関する恩給法以外の法令の規定の適用を受けている者

三 法律第一百五十五号附則第二十九条第一項の規定の適用を受けた者

前項の規定による一時金の負担、裁定及び支給については、これを恩給法に規定する一時恩給(遺族に給するものは、同法に規定する一時扶助料)とみなす。

理由

昭和三十七年法律第百十四号附則の規定による恩給の増額改定の場合における年齢制限を解除し、外国特殊機関職員の在職年を通算し、特定地域における旧軍人軍属の服務について戦地加算年に準する加算を認めることともに、傷病年金受給者の妻に係る加給を行なうこととし、あわせて元南西諸島官公署職員に給する恩給、退職年金等の基礎俸給について当該職員期間に応ずる割増しをする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

右 案  
公職選挙法の一部を改正する法律

律

公職選舉法(昭和二十五年法律第百二号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第一百四十三条(文書图画の掲示)」を「第一百四十三条(文書图画の掲示)」とし、同条の二(文書图画の撤去義務)に、「第一百四十四条(任意制ポスター掲示場)」を「第一百四十四条(任意制ポスター掲示場)」とし、同条の五(文書图画の撤去義務)に、「第一百四十五条(文書图画の掲示場)」を「第一百四十五条(文書图画の掲示場)」とする。

(夜間の街頭演説の禁止)」を「第百六十四条の六 (夜間の街頭演説の禁止等)」に改め、「第百六十六条 (特定の建物及び施設における演説の禁止)」を「第百六十六条 (特定の建物及び施設における演説等の禁止)」に、「第二百三十五条の三 (選挙放送等の制限違反)」を「第二百三十五条の四 (選挙放送等の制限違反)」に改め、「(氏名等の虚偽表示罪)」に改めること。

第二十七条第三項中「方法等は」の下に「、政令で定めるところによる。」を加える。

び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静粧を保持するよう努めなければならない。

第一百四十二条の三ただし書中「演説すること」の下に「及び第一百四十二条の二第一項(連呼行為の禁止)」たゞし書の規定により運行中又は停止中の自動車の上において選舉運動のための連呼行為をすること」を加える。

号、第二号及び第四号に規定する  
ポスター、立札、ちようちん及び  
看板の類を掲示した者は、選挙事  
務所を廃止したとき、第一百四十二  
条第一項（自動車、拡声機及び船  
舶の使用）の自動車若しくは船舶  
を主として選挙運動のために使用  
することをやめたとき、又は演説  
会が終了したときは、直ちにこれ  
らを撤去しなければならない。

第八十六条第十項中「第一項各号の区分による日」を「第一項の期間の末日」に改める。  
第九十二条第一号中「十五万円」を「三十万円」に改め、同条第二号中「三十万円」を「六十万円」に改め、同条第三号及び第五号中「十五万円」を「三十万円」に改める。  
第一百四十条の二ただし書中「場合」の下に「並びに衆議院議員、参議院議員及び都道府県知事の選挙において、午前八時から午後八時までの間に限り、次条の規定により選舉運動のために使用される自動車又は船舶の上においてその運行中又は停止中においてする場合」を加え、同条に次の一項を加える。  
2 前項ただし書の規定により選挙運動のための連呼行為をする者は、学校（学校教育法第一条に規定する学校をいう。以下同じ。）及

議員及び都道府県知事の選挙については、第一項第五号の規定により選挙運動のために使用するポスターは、第一百四十四条の二第一項『ポスター掲示場』の規定により設置されたポスターの掲示場ごとに公職の候補者一人につき一枚を限り掲示するほかは、掲示することができない。

第一百四十三条の次に次の一条を加える。

(文書图画の撤去義務)

「第一項」とし、第三号を削り、第四号を第一号とし、第二号とし、第五号を第三号とし、第六項及び第四項中「第一項」を「第一百四十二条第一項第五号」に改める。」

第百四十四条の二第四項中「第三項」を「前各項」に改め、同項を同条第三項に後段とし、第六項とし、同条第三項に後段とし、次のように加える。

この場合において、市町村の選舉管理委員会は、ポスターの掲示に關し、政令で定めるところによつて、當該公職の候補者に対し、事

情の許す限り便宜を供与するものとする。

第一百四十四条の二第三項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

5 前項の場合において、ポスター一枚を掲示できる掲示場の区画の規格は、縦及び横それぞれ四十二センチメートル以上とする。ただし、市町村の選挙管理委員会は、特別の事情がある場合に限り、あらかじめ都道府県の選挙管理委員会の承認を得て、縦四十二センチメートル以上、横三十三センチメートル以上とすることができる。

第六百四十四条の二第二項中「一投票区につき一箇所以上」を「投票区につき、政令で定めるところにより、五箇所以上十箇所以内」に改め、同項ただし書中「並びに」を加え、同項ただし書中「並びに」を加える。

ただし、市町村の選挙管理委員会は、特別の事情がある場合にあらかじめ都道府県の選挙管理委員会の承認を得て、その数を減ずることができる。

第一百四十四条の二第二項の次に次の二項を加える。

3 市町村の選挙管理委員会は、第一項の掲示場を設置したときは、直ちに、その掲示場の設置場所を告示しなければならない。

第一百四十四条の四に次の二項を加える。

ただし、ポスターの掲示場の数は、一投票区につき一箇所以上とする。

第一百四十四条の四の次に次の二項を加える。

(ポスター掲示場の設置についての協力)

第一百四十四条の五 第百四十四条の二(ポスター掲示場)及び前条の規定によりポスターの掲示場を設置する場合においては、土地又は工作物の居住者、管理者又は所有者は、ポスターの掲示場の設置に關し、事情の許す限り協力しなければならない。

第一百四十五条第一項中「何人も」の下に「、参議院(全国選出)議員、都道府県の議員並びに市町村の議員の議員及び良の選挙については」を加え、同項ただし書中「並びに」を加える。

第一百四十四条の二(ポスター掲示場)第一項及び前条を「及び第一百四十四条の四(任意制ポスター掲示場)」に改め、同条第一項中「何人も」の下に「、前項の選挙については」を加える。

第一百四十七条に後段として次のよう

くに加える。

この場合において、都道府県及び市町村の選挙管理委員会は、あらかじめ、その旨を該警察署長に通報する。

第一百四十七条の次に次の二項を加える。

(文書図画の撤去の措置)

第一百四十七条の二 都道府県及び市町村の選挙管理委員会は、選挙事務所を表示するポスター、立札、ちようらん及び看板の類で、廢止された選挙事務所を表示するため使用されたものであることが明らかに認められ、かつ、当該廢止された選挙事務所の場所においてお掲示されているもの、第一百四十

一条第一項(自動車、拡声機及び船舶の使用)の自動車若しくは船舶に取り付けるポスター、立札、ちよらん及び看板の類で、当該自動車若しくは船舶を主として選挙運動のために使用することをやめた後当該自動車若しくは船舶に取り付けられたもの又は演説会場において使用するポスター、立札、ちよらん及び看板

は、運営会場において使用するポスター、立札、ちよらん及び看板に取付けられたものであることが明らかなに認められ、かつ、当該演説会の終了後当該演説会場の会場外においてなお掲示されるもの

を撤去することができる。この場合において、都道府県及び市町村の選挙管理委員会は、あらかじめ、その旨を当該警察署長に通報するものとする。

第一百六十五条及び第一百六十五条の二中「街頭演説をすること」の下に「及び第一百四十条の二(第一項)連呼行為の禁止」たゞし書の規定により連呼行中又は停止中の自動車又は船舶の上において選挙運動のための連呼行為をすること」を加える。

第一百六十六条の見出し中「演説」を「演説等」に改め、同条本文中「演説」の下に「及び連呼行為」を加える。

第一百六十七条の見出し中「演説」を「政治活動につき」の下に「、その選挙の期日の公示の日から選挙の期日の前日までの間」を加え、同項第四号中「一選挙区につき」を「一選挙区ごとに」に、「二千枚を一千五百枚以内、当該選挙区の所属候補者の数が一人をこえる場合は、そのこえる数が一人を増すことによつて七百五十枚を一千五百枚に加えた枚数」に改め、同条第二項に次の二項を加える。

8 第六項第一号のポスターについては、当該選挙区の特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載してはならない。

第一百四十九条の二(第一項)連呼行為における静穏の保持の規定は、選挙運動のための街頭演説をする者について準用する。

第一百六十四条の九を削る。

2 第百四十条の二(第二項)連呼行為における静穏の保持の規定は、選挙運動のための街頭演説をする者について準用する。

第一百四十九条第一項中「三回」を「五回」に、「四回」を「六回」、都道府県知事の選挙にあつては「四回」に改める。

第一百五十条第一項中「放送設備」を「ラジオ放送(放送法)昭和二十五年法律第百三十二条号)第九条第一項第一号イに規定する標準放送をいう。以下同じ。」の放送設備に改める。

第一百五十二条第二項中「概ね十回」を「ラジオ放送により概ね十回及びテレビジョン放送(放送法第九条第一項第一号ハに規定するテレビジョン放送をいう。以下同じ。)により概ね三回」に、「概ね五回」を「ラジオ放送により概ね五回及びテレビジョン放送により概ね三回」に改める。

第一百五十三条第六項及び第七項を「第百四十三条第五項」に、「第百四十三条の二(文書図画の撤去義務)」を加え、「この場合において」を「この場合において、第百四十三条の二(文書図画の撤去義務)」の下に「並びに第百四十三条第七項及び第八項」に改め、

「数及び規格」の下に「並びに第百四十三条第六項及び第七項」を「第百四十三条第六項及び第七項」を「第百四十三条第七項及び第八項」に改め、同条第一項に次に二項を加える。

ただし、前項第四号のポスターについては、当該選挙区の特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載したもの

を使用することはできない。

第二百一条の六第一項たゞし書中「政治活動につき」の下に「、その選挙の期日の公示の日から選挙の期日の前日までの間」を加え、同項第四号中「衆議院議員の一選挙区ごとに」を削り、「千枚」を「七万枚以内、所屬候補者の数が十人をこえる場合においては、そのこえる数が五人を増

校教育法第一項第一号中「(学年)」を削る。

第一百六十四条の二(第五項及び第六項を削る)。

第一百六十四条の六の見出し中「禁止」を「禁止等」に改め、同条中「午後九時から翌日午前六時」を「午後八時から翌日午前八時」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第百四十条の二(第二項)連呼行為における静穏の保持の規定は、選挙運動のための街頭演説をする者について準用する。

第一百四十九条第一項を「三回」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第百四十条の二(第二項)連呼行為における静穏の保持の規定は、選挙運動のための街頭演説をする者について準用する。

第一百四十九条第一項を「三回」を「五回」に、「四回」を「六回」、都道府県知事の選挙にあつては「四回」に改める。

第一百五十条第一項中「三回」を「五回」に、「四回」を「六回」、都道府県知事の選挙にあつては「四回」に改める。

第一百五十条第一項中「放送設備」を「ラジオ放送(放送法)昭和二十五年法律第百三十二条号)第九条第一項第一号イに規定する標準放送をいう。以下同じ。」の放送設備に改める。

「政治活動につき」の下に「、その選挙の期日の公示の日から選挙の期日の前日までの間」を加え、「この場合において」を「この場合において、第百四十三条の二(文書図画の撤去義務)」の下に「並びに第百四十三条第七項及び第八項」に改め、「数及び規格」の下に「並びに第百四十三条第六項及び第七項」を「第百四十三条第六項及び第七項」に改め、同条第一項に次に二項を加える。

ただし、前項第四号のポスターについては、当該選挙区の特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載したものを使用することはできない。

第二百一条の六第一項たゞし書中「政治活動につき」の下に「、その選挙の期日の公示の日から選挙の期日の前日までの間」を加え、同項第四号中「衆議院議員の一選挙区ごとに」を削り、「千枚」を「七万枚以内、所屬候補者の数が十人をこえる場合においては、そのこえる数が五人を増



団体の政治活動及び選舉運動の合理化、罰則の整備その他所要の改正を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

#### 労働災害の防止に関する法律案 (内閣提出)に関する報告書

##### 一 議案の要旨及び目的

本案は、労働災害の防止のための計画を樹立し、労働災害の防止を目的とする事業主等の団体による自主的な活動を促進するための措置を講じ、及び労働災害の防止に関する特別規制を行なうことにより、労働基準法等と相まって、総合的かつ計画的な労働災害防止対策の推進を図り、もつて労働災害を防止することを目的とするものである。

##### (一) 労働災害防止計画

1 労働大臣は、五年ごとに、労働災害の減少目標その他労働災害の防止に関し基本となるべき事項を定めた基本計画を作成しなければならない。

2 労働大臣は、毎年、基本計画の実施を図るため、労働災害の減少目標、防止に関する重き業種及び労働災害の減少目標、防止に関する重き業種及び労働災害の種類、主要な防止対策等を定めた実施計画を作成しなければならない。

##### (二) 労働災害防止団体

労働災害の防止を目的として組織する事業主等の団体の種類は、中央労働災害防止協会及び

#### 業種別労働災害防止協会として、これを法人とする。

##### 1 中央労働災害防止協会は、業種別協会、安全衛生関係の全国的団体等を構成員として、

会員間の連絡及び調整を図るほか、事業主、事業主の団体等が行なう労働災害の防止活動の促進、教育及び技術的な援助のための施設の設置及び運営、機械、器具の試験及び検査等の業務を行なう。

2 業種別労働災害防止協会は、労働災害の発生率の高い特殊な業態にある指定された業種に属する事業主及び事業主の団体をもつて会員として、特に当該指定業種の労働災害防止に関し「労働災害防止規程」を設定し、防止措置の改善向上を行なうほか、労働災害に関する技術的な事項についての指導及び援助、労働者の技能に関する講習等の業務を行なう。

3 中央協会及び協会には、労働災害の防止に関する技術的な事項につき指導及び援助を行なわせるため、「安全管理士」及び「衛生管理士」を置く。

4 中央協会及び協会に、参与を置き、学識経験がある者のうちから委嘱し、業務の運営に当たる事項に参与させる。

5 政府は、労働者災害補償保険特別会計の予算の範囲内において、その業務に要する費

#### 用の一部を補助することができる。

##### （三）労働災害の防止に関する特別規制

1 請負関係にある事業等について、建設業等請負関係にある数個の事業が同一の場所において同時に行なわれる場合に、これらの請負関係にある最も上位にある元方事業主は、安全衛生管理に対し統轄的な措置を講じなければならぬこととし、これに対応する関係諸負人及び労働者も一定の義務を負うべきこととする。

2 都道府県労働基準局長は、労働者に急迫した危険があり、かつ、緊急の必要があるときは、使用者に対し、作業の一時停止、建設物等の使用停止等の応急措置を命ずることができる。

3 本案施行に要する経費

昭和三十九年度労働者災害補償保険特別会計予算(労働省所管)に三億四千万円を計上している。

4 附 则

本法で定める事項に關し、所要の罰則を設ける。

（四）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（五）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（六）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（七）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（八）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（九）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（十）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（十一）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（十二）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（十三）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（十四）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（十五）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（十六）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（十七）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（十八）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（十九）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（二十）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（二十一）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（二十二）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（二十三）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（二十四）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（二十五）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（二十六）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（二十七）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（二十八）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（二十九）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（三十）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（三十一）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（三十二）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（三十三）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（三十四）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（三十五）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（三十六）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（三十七）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（三十八）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（三十九）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（四十）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（四十一）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（四十二）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（四十三）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（四十四）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（四十五）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（四十六）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（四十七）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（四十八）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（四十九）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（五十）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（五十一）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（五十二）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（五十三）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（五十四）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（五十五）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（五十六）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（五十七）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（五十八）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（五十九）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（六十）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（六十一）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（六十二）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（六十三）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（六十四）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（六十五）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（六十六）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（六十七）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（六十八）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（六十九）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（七十）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（七十一）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（七十二）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（七十三）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（七十四）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（七十五）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（七十六）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（七十七）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（七十八）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（七十九）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（八十）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（八十一）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（八十二）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（八十三）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（八十四）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（八十五）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（八十六）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（八十七）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（八十八）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（八十九）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（九十）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（九十一）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（九十二）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（九十三）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（九十四）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（九十五）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（九十六）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（九十七）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（九十八）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（九十九）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（一百）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（一百一）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（一百二）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（一百三）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（一百四）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（一百五）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（一百六）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（一百七）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（一百八）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（一百九）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（一百十）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（一百十一）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（一百十二）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（一百十三）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（一百十四）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（一百十五）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（一百十六）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（一百十七）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（一百十八）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（一百十九）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（一百二十）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（一百二十一）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（一百二十二）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（一百二十三）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（一百二十四）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（一百二十五）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（一百二十六）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（一百二十七）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（一百二十八）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（一百二十九）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（一百三十）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（一百三十一）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（一百三十二）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（一百三十三）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（一百三十四）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（一百三十五）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（一百三十六）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（一百三十七）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（一百三十八）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（一百三十九）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（一百四十）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（一百四十一）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（一百四十二）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（一百四十三）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（一百四十四）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（一百四十五）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（一百四十六）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（一百四十七）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（一百四十八）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（一百四十九）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（一百五十）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（一百五十一）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（一百五十二）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（一百五十三）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（一百五十四）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（一百五十五）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（一百五十六）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（一百五十七）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（一百五十八）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（一百五十九）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（一百六十）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（一百六十一）労働災害の防止に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

（一百六十二）

会の組織等に關する法律」の下に

「労働災害の防止○に關する法  
律」を加える。

(国会職員法の一部改正)

第七条 国会職員法(昭和二十二年  
法律第八十五号)の一部を次のように改定する。

第四十一条第一項中「及びじん  
肺法(昭和三十五年法律第三十  
号)」を、「じん肺法(昭和三十五年  
法律第三十号)」及び労働災害の防  
止○に關する法律(昭和三十九年  
法律第八十五号)」に改める。

(國家公務員法の一部改正)

第八条 國家公務員法(昭和二十二  
年法律第二百二十号)の一部を次のように改定する。

附則第十六条中「及びじん肺法  
(昭和三十五年法律第三十号)」を  
「じん肺法(昭和三十五年法律第  
三十号)」及び労働災害の防  
止○に關する法律(昭和三十九年法律  
第二百二十号)」に改める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確  
保に關する法律の適用除外等に關する  
法律の一部改正)

第九条 私的独占の禁止及び公正取  
引の確保に關する法律の適用除外等に  
關する法律(昭和二十二年法律  
第二百三十八号)の一部を次のように改  
正する。

第一条第二号に次のように加え  
る。

ナ 労働災害の防止○に關す  
る法律(昭和三十九年法律  
第二百二十号)

(労働省設置法の一部改正)

第十条 労働省設置法(昭和二十四  
年法律第二百六十二号)の一部を次  
のように改定する。

第四条第三十二条の五の次に次  
の三号を加える。

三十二の六 労働災害の防  
止○に關する法律(昭和二十四年  
法律第二百六十二号)

○に關する法律(昭和二十四年  
法律第二百六十二号)に基づいて、  
労働災害防止基本計画及び労  
働災害防止実施計画を作成すること。

三十二の七 労働災害の防  
止○に關する法律(昭和二十四年  
法律第二百六十二号)

○に關する法律に基づいて、  
中央労働災害防止協会及び労  
働災害防止協会に対し、認可  
その他監督を行なうこと。

三十二の八 労働災害の防  
止○に關する法律(昭和二十四年  
法律第二百六十二号)

○に關する法律に基づいて、  
注文者、使用者又は労働者に  
対して、建設物等の使用の停  
止その他必要な事項を命ずる  
こと。

第八条第一項第六号の二中「労  
働福祉事業団」の下に「中央労働  
災害防止協会及び労働災害防止協  
会」を加え、同項第十一号中「及び  
労働福祉事業団」を、「労働福社  
事業団法及び労働災害の防  
止○に  
關する法律」に改め、同条第二項  
中「第六号の二までに掲げる事務  
及び」を第六号まで及び第六号の  
二に掲げる事務(労働災害防止規  
程に係るもの)を除く。並びに「に  
改める。

第十三条第一項の表中「中央労働基準審議会

労働大臣の諮問に応じ、労働基準法の施行及び改正に關する

年法律第二百六十二号の五の次に次  
の三号を加える。

三十二の六 労働災害の防  
止○に關する法律(昭和二十四年  
法律第二百六十二号)

○に關する法律(昭和二十四年  
法律第二百六十二号)に基づいて、  
労働災害防止基本計画及び労  
働災害防止実施計画を作成すること。

三十二の七 労働災害の防  
止○に關する法律(昭和二十四年  
法律第二百六十二号)

○に關する法律(昭和二十四年  
法律第二百六十二号)に基づく命  
令を含む。)及び労働災害の防  
止○に關する法律(昭和二十四年  
法律第二百六十二号)

金法(これに基く命令を含む。)を  
「最低賃金法(これに基づく命  
令を含む。)及び労働災害の防  
止○に關する法律(これに基づく命  
令を含む。)」に改める。

第十七条第一項中「及び最低賃  
金法(これに基く命令を含む。)を  
「最低賃金法(これに基づく命  
令を含む。)及び労働災害の防  
止○に關する法律(これに基づく命  
令を含む。)」に改める。

第十八条第一項中「及び最低賃  
金法(これに基く命令を含む。)を  
「最低賃金法(これに基づく命  
令を含む。)及び労働災害の防  
止○に關する法律(これに基づく命  
令を含む。)」に改める。

第十九条第一項中「及び最低賃  
金法(これに基く命令を含む。)を  
「最低賃金法(これに基づく命  
令を含む。)及び労働災害の防  
止○に關する法律(これに基づく命  
令を含む。)」に改める。

第十二条第一項中「及び最低賃  
金法(これに基く命令を含む。)を  
「最低賃金法(これに基づく命  
令を含む。)及び労働災害の防  
止○に關する法律(これに基づく命  
令を含む。)」に改める。

第十三条第一項中「及び最低賃  
金法(これに基く命令を含む。)を  
「最低賃金法(これに基づく命  
令を含む。)及び労働災害の防  
止○に關する法律(これに基づく命  
令を含む。)」に改める。

第十四条第一項中「及び最低賃  
金法(これに基く命令を含む。)を  
「最低賃金法(これに基づく命  
令を含む。)及び労働災害の防  
止○に關する法律(これに基づく命  
令を含む。)」に改める。

第十五条第一項中「及び最低賃  
金法(これに基く命令を含む。)を  
「最低賃金法(これに基づく命  
令を含む。)及び労働災害の防  
止○に關する法律(これに基づく命  
令を含む。)」に改める。

第十六条第一項中「及び最低賃  
金法(これに基く命令を含む。)を  
「最低賃金法(これに基づく命  
令を含む。)及び労働災害の防  
止○に關する法律(これに基づく命  
令を含む。)」に改める。

第十七条第一項中「及び最低賃  
金法(これに基く命令を含む。)を  
「最低賃金法(これに基づく命  
令を含む。)及び労働災害の防  
止○に關する法律(これに基づく命  
令を含む。)」に改める。

第十八条第一項中「及び最低賃  
金法(これに基く命令を含む。)を  
「最低賃金法(これに基づく命  
令を含む。)及び労働災害の防  
止○に關する法律(これに基づく命  
令を含む。)」に改める。

第十九条第一項中「及び最低賃  
金法(これに基く命令を含む。)を  
「最低賃金法(これに基づく命  
令を含む。)及び労働災害の防  
止○に關する法律(これに基づく命  
令を含む。)」に改める。

第二十条第一項中「及び最低賃  
金法(これに基く命令を含む。)を  
「最低賃金法(これに基づく命  
令を含む。)及び労働災害の防  
止○に關する法律(これに基づく命  
令を含む。)」に改める。

第二十一条第一項中「及び最低賃  
金法(これに基く命令を含む。)を  
「最低賃金法(これに基づく命  
令を含む。)及び労働災害の防  
止○に關する法律(これに基づく命  
令を含む。)」に改める。

第二十二条第一項中「及び最低賃  
金法(これに基く命令を含む。)を  
「最低賃金法(これに基づく命  
令を含む。)及び労働災害の防  
止○に關する法律(これに基づく命  
令を含む。)」に改める。

第二十三条第一項中「及び最低賃  
金法(これに基く命令を含む。)を  
「最低賃金法(これに基づく命  
令を含む。)及び労働災害の防  
止○に關する法律(これに基づく命  
令を含む。)」に改める。

第二十四条第一項中「及び最低賃  
金法(これに基く命令を含む。)を  
「最低賃金法(これに基づく命  
令を含む。)及び労働災害の防  
止○に關する法律(これに基づく命  
令を含む。)」に改める。

第二十五条第一項中「及び最低賃  
金法(これに基く命令を含む。)を  
「最低賃金法(これに基づく命  
令を含む。)及び労働災害の防  
止○に關する法律(これに基づく命  
令を含む。)」に改める。

第二十六条第一項中「及び最低賃  
金法(これに基く命令を含む。)を  
「最低賃金法(これに基づく命  
令を含む。)及び労働災害の防  
止○に關する法律(これに基づく命  
令を含む。)」に改める。

第二十七条第一項中「及び最低賃  
金法(これに基く命令を含む。)を  
「最低賃金法(これに基づく命  
令を含む。)及び労働災害の防  
止○に關する法律(これに基づく命  
令を含む。)」に改める。

第二十八条第一項中「及び最低賃  
金法(これに基く命令を含む。)を  
「最低賃金法(これに基づく命  
令を含む。)及び労働災害の防  
止○に關する法律(これに基づく命  
令を含む。)」に改める。

第二十九条第一項中「及び最低賃  
金法(これに基く命令を含む。)を  
「最低賃金法(これに基づく命  
令を含む。)及び労働災害の防  
止○に關する法律(これに基づく命  
令を含む。)」に改める。

第三十条第一項中「及び最低賃  
金法(これに基く命令を含む。)を  
「最低賃金法(これに基づく命  
令を含む。)及び労働災害の防  
止○に關する法律(これに基づく命  
令を含む。)」に改める。

もので、おもな内容は次の通りで  
ある。

第一締約国登録自動車(この法律  
により条約の利益を受ける自動  
車)は締約国(日本國を除く。)に  
登録されているもので次の要件  
を備えたものとすること。

イ 自家用自動車の一時輸入に  
関する通關條約、自家用自動  
車の一時輸入に関する通關條  
約の實施に伴う關稅法等の特  
例に関する法律又は關稅定率  
法の再輸出免稅の規定により  
關稅を免除されて輸入された  
ものであること。

ロ 当該自動車を輸入した者の  
輸入の許可を受けた日から一  
年を経過しないものであるこ  
と。

ハ 締約國登録自動車は、登録証  
書を備え付け、保險標章を表示  
しなければ運行の用に供しては  
ならないこと。

(3) 締約國登録自動車について  
は、道路運送車両法の規定のう  
等に所要の規定を設けようとする

もので、おもな内容は次の通りで  
ある。

第一締約国登録自動車(この法律  
により条約の利益を受ける自動  
車)は締約国(日本國を除く。)に  
登録されているもので次の要件  
を備えたものとすること。

イ 自家用自動車の一時輸入に  
関する通關條約、自家用自動  
車の一時輸入に関する通關條  
約の實施に伴う關稅法等の特  
例に関する法律又は關稅定率  
法の再輸出免稅の規定により  
關稅を免除されて輸入された  
ものであること。

ロ 当該自動車を輸入した者の  
輸入の許可を受けた日から一  
年を経過しないものであるこ  
と。

ハ 締約國登録自動車は、登録証  
書を備え付け、保險標章を表示  
しなければ運行の用に供しては  
ならないこと。



(電気事業審議会)  
第八十六条 通商産業省に、電気事業審議会を置く。

第八十七条 電気事業審議会(以下「審議会」という。)は、通商産業大臣の諮問に応じ、電気事業に関する重要な事項を調査審議する。

2 審議会は、電気事業に関する重要な事項について、通商産業大臣に建議することができるとする。

3 通商産業大臣は、前項の建議があつたときは、これを尊重しなければならない。

第八十八条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 専門の事項を調査させるために、審議会に専門委員を置くことができる。

第九十条 審議会の委員及び専門委員は、半額とする。

2 審議会の委員の任期は、二年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合には、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会の委員は、再任されることができる。

2 審議会の委員及び専門委員は、非常勤とする。

第九一条 審議会に会長を置き、委員のうちから五名選する。

2 審議会の会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

第九十二条 審議会に会長を置き、委員のうちから五名選する。

2 審議会の会長は、会務を総理する。会長に会長として指名し、会長は、会務を総理する。

第九十三条 第八十九条第二項及び第三項の規定は、審議会の委員に準用する。

2 第八十九条第四項の規定は、審議会の委員がこれにあたる。

2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれにあたる。

3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

第五十二条 審議会の庶務は、通商産業省公益事業局において処理する。

第九十三条 この章に定めるものほか、審議会の運営に關し必要な事項は、審議会が定める。

4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(電気主任技術者資格審査会)

第九十四条 通商産業省に、電気主任技術者資格審査会を置く。

第九十五条 電気主任技術者資格審査会(以下「審査会」という。)は、電気主任技術者国家試験を行なうほか、通商産業大臣の諮問に応じ、電気主任技術者の資格に関する事項を調査審査する。

2 審査会は、電気主任技術者の資格に関する事項について、通商産業大臣に意見を述べることができる。

第九十六条 審査会は、委員三十人以内で組織する。

2 専門の事項を調査させるために、審査会に専門委員を置くことができる。

3 審議会の委員は、再任されることができる。

2 審議会の委員及び専門委員は、非常勤とする。

第九十七条 審査会に会長を置き、委員のうちから五名選する。

2 審議会の会長は、会務を総理する。会長に会長として指名し、会長は、会務を総理する。

第九十八条 第八十九条第二項及び第三項の規定は、審議会の委員に準用する。

2 第八十九条第四項の規定は、審議会の委員及び専門委員に準用する。

第九十九条 この章に定めるもののほか、審査会に属すべき委員は、会長が指名する。

会の組織及び運営に關し必要な事項は、通商産業令で定める。

第五章 雜則

第八十六条 許可又は認可には、条件を附し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、公共の利益を増進し、又は許可若しくは認可に係る事項の確實な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可又は認可を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

3 通商産業大臣は、前項の規定により意見を求められたときは、建設大臣に協議するものとする。

第九十二条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、電気事業者に對し、その業務又は経理の状況に關し報告をさせることができることとする。

3 通商産業大臣は、都道府県知事に対し河川法第二十三条、第二十四条、第二十六条又は第二十

九条第二項の許可の申請があつた場合(第一項に規定する場合を除く。)において、発電水力の有効な利用を確保するため必要があると認められるときは、その都道府県知事に対し、これらの規定による処分

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、電気工作物を設置する者又は指定調査機関に対し、その業務の状況に関する報告をさせることができる。

第八十七条 通商産業大臣は、発電水力の開発上必要な調査を行なわなければならぬ。

(発電水力)

2 専門の事項を調査させるために、審査会に専門委員を置くことができる。

3 審議会の委員は、再任されることができる。

2 審議会の委員及び専門委員は、非常勤とする。

第九十七条 審査会に会長を置き、委員のうちから五名選する。

2 審議会の会長は、会務を総理する。会長に会長として指名し、会長は、会務を総理する。

第九十八条 第八十九条第二項及び第三項の規定は、審議会の委員に準用する。

2 第八十九条第四項の規定は、審議会の委員及び専門委員に準用する。

第九十九条 この章に定めるもののほか、審査会に属すべき委員は、会長が指名する。

二十三条、第二十四条、第二十六条、第二十七条、第二十九条第二項の許可の申請があつた場合において、その決議をもって審議会の決議とすることができる。

2 通商産業大臣は、毎年、電気事業者の業務及び経理の状況に關し必要な事項は、政令で定める。

第三章 通商産業大臣は、申請があつた場合において、その決議をもって審議会の決議とすることができる。

4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(監査)

第九十二条 通商産業大臣は、毎年、電気事業者の業務及び経理の監査をしなければならない。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、電気工作物を設置する者又は指定調査機関に対し、その業務の状況に関する報告をさせることができる。

3 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、電気工作物を設置する者又は指定調査機関に対し、その業務の状況に関する報告をさせることができる。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、電気工作物を設置する者又は指定調査機関に対し、その業務の状況に関する報告をさせることができる。

3 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、電気工作物を設置する者又は指定調査機関に対し、その業務の状況に関する報告をさせることができる。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、電気工作物を設置する者又は指定調査機関に対し、その業務の状況に関する報告をさせることができる。

3 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、電気工作物を設置する者又は指定調査機関に対し、その業務の状況に関する報告をさせることができる。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、電気工作物を設置する者又は指定調査機関に対し、その業務の状況に関する報告をさせることができる。

(電気工作物検査官)

第九十三条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、電気工作物を設置する者又は指定調査機関に対し、その業務の状況に関する報告をさせることができる。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、電気工作物を設置する者又は指定調査機関に対し、その業務の状況に関する報告をさせることができる。

第九十四条 通商産業省に、電気工作物検査官を置く。

2 通商産業大臣は、電気工作物検査官は、第四十三

条第一項(第七十四条第一項において準用する場合を含む。)、第四

十五条第一項若しくは第三項、第

四十六条第一項若しくは第三項又

は第四十七条(第七十四条第二項において準用する場合を含む。)の

3 電気工作物検査官は、この法律の施行に必要な限度において、その職務に對し、その電気工作物を設置す

3 電気工作物検査官の資格に關し必要な事項は、政令で定める。

2 通商産業大臣は、毎年、電気事業者の業務及び経理の監査をしなければならない。

3 電気工作物検査官は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、電気工作物を設置する者又は指定調査機関に対し、その業務の状況に関する報告をさせることができる。

4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(報告の徴収)

第九十二条 通商産業大臣は、毎年、電気事業者の業務及び経理の監査をしなければならない。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、電気工作物を設置する者又は指定調査機関に対し、その業務の状況に関する報告をさせることができる。

3 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、電気工作物を設置する者又は指定調査機関に対し、その業務の状況に関する報告をさせることができる。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、電気工作物を設置する者又は指定調査機関に対し、その業務の状況に関する報告をさせることができる。

3 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、電気工作物を設置する者又は指定調査機関に対し、その業務の状況に関する報告をさせることができる。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、電気工作物を設置する者又は指定調査機関に対し、その業務の状況に関する報告をさせることができる。

3 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、電気工作物を設置する者又は指定調査機関に対し、その業務の状況に関する報告をさせることができる。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、電気工作物を設置する者又は指定調査機関に対し、その業務の状況に関する報告をさせることができる。

(立入検査)

第九十三条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、電気工作物を設置する者又は指定調査機関に対し、その業務の状況に関する報告をさせることができる。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、電気工作物を設置する者又は指定調査機関に対し、その業務の状況に関する報告をさせることができる。

第九十四条 通商産業省に、電気工作物検査官を置く。

2 通商産業大臣は、電気工作物検査官は、第四十三

条第一項(第七十四条第一項において準用する場合を含む。)、第四

十五条第一項若しくは第三項、第

四十六条第一項若しくは第三項又

は第四十七条(第七十四条第二項において準用する場合を含む。)の

3 電気工作物検査官は、この法律の施行に必要な限度において、その職務に對し、その電気工作物を設置す

る者、燃料体の加工をする者又はボイラー等若しくは格納容器等の溶接をする者の工場又は營業所、事務所その他の事業場に立ち入り、電気工作物、帳簿、書類その他物件を検査させることができる。

区域の増加に係るものに限る)  
第十九条第一項又は第二十三条第二項(供給規程に係るものに限る。)の規定による処分をしようとするときは、公聴会を開き、広く

の供給又は指定調査機関の調査業者に  
務に關し苦情のある者は、通商産業大臣に対し、理由を記載した文書を提出して苦情の申出をすることができる。

通商産業大臣は、前項の申出があつたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を申出者に通知し

なければならぬ、  
**(手数料)**

は、政令で定めるところにより、  
通商産業局長又は都道府県知事に  
委任することができる。

第六  
五章 罰則

手数料を納付しなければならない者	金額
一 第四十三条第一項（第七十四条第二項において準用する場合を含む。）の検査を受けようとする者	三十万円
イ 原子力を原動力とする発電用の電気工作物	十万円
ロ その他の電気工作物	十万円
二 第四十五条第一項又は第三項の検査を受けようとする者	十万円
三 第四十六条第一項又は第三項の検査を受けようとする者	十万円
イ 原子力を原動力とする発電用の電気工作物	三十万円
ロ その他の電気工作物	五万円
四 第四十七条（第七十四条第二項において準用する場合を含む。）の検査を受ける者	一万五千円
五 第五十四条第四項第二号の規定による認定を受けようとする者	八百円
六 電気主任技術者国家試験を受けようとする者	一千五百円
七 主任技術者免状の交付を受けようとする者	四百円
八 主任技術者免状の再交付を受けようとする者	二百円

(経過措置)  
百三十三  
**第九十九条** この法律の規定に基づき政令又は通商産業省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は通商産業省令で、その制定又は改廃に伴い  
合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。  
(権限の委任)  
百三十四  
**第二百〇〇条** この法律の規定により通商産業大臣の権限に属する事項

**第一百二条** 第三条第一項の規定に違反して電気事業を営んだ者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

よる権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
い。

に基づく命令の規定による处分に  
ついての審査請求又は異議申立て  
に対する裁決又は決定は、前条の  
例により公開による聴聞をした後  
にしなければならない。

(経過措置)  
第九十九条 この法律の規定に基づき政令又は通商産業省令を制定し、又は改廢する場合において

第一項（一般電氣事業に係るものに限る。）第八条第一項（供給の上に付する料金等）



## 第二十五条第一項の表中

電気事業主任技術者資格検定審議会 電気事

業主任技術者の資格の検定を行い、及びその資格に関する事項を調査審議

すること。を 電気主任技術者資格審査会 電気主任技術者國家試験

を行ない、及びその資格に関する事項を調査審議すること。に改め、石

炭対策連絡協議会の項の次に次のように加える。

電気事業審議会 電気事業に関する重要事項を調査審議すること。

昭和三十九年六月十一日 衆議院会議録第三十五号(その一)

明治二十五年三月三十日第三種郵便物認可

定価一部十五円

発行所

東京都港区赤坂葵町  
大蔵省印刷局

三

一一五〇